

近代中国における師範教育の展開：清末から1948年 までを中心として

崔，淑芬
九州大学文学研究科史学専攻

<https://doi.org/10.11501/3110806>

出版情報：九州大学，1995，博士（文学），課程博士
バージョン：
権利関係：

当時日本では、人口6千万余に対して小学校教員数は16万人余であり、そのうち有資格者は8割、無資格者が2割で、中国とはちょうど対照的な状況にあった（注31）。

さらに、民国初期における軍閥戦争下の社会的混乱の中では、師範教育は極度に不振であった。1922年以前、師範学校は全国で僅か385校、師範生43,846人、師範講習所119校、在校生5,569人が数えられたに過ぎない（注32）。教員の質にしても量にしても、初等教育の需要に応えるものではなかったことは言うまでもない。

1920年代に入り、アメリカ型師範教育制度の導入と展開が行われた。1922年に採用されたアメリカの6・3・3制をモデルとする新学制は、中国教育史上重要な意義を持っている。この新学制は師範教育の変更にも相当大きな影響を与えている。この点について次の節で分析する。

第二節：新学制下の師範教育

中国は20世紀初頭以来、大半が日本の教育を模範として教育の近代化に努力してきた。だが、二十一カ条の要求を契機として、日本の中国への帝国主義的侵略の意図が露骨になると、排日感情が急速に高まり、1919年に五四運動が起きる。この運動は、学生の排日運動から、広汎な反帝国主義、反封建主義運動へと発展したのであった。教育もこの方向へ向かって推進され、学制の改革、教育権の回収、平和の願望などの声が高まった。

五四運動以前、国民の教育に対する態度は、単に国家的尚武的なものであったが、五四運動以後になると国民の対教育態度は一変、世界平和的なものへと変わった（注33）。家族制度、門閥制度、迷信崇拜、儒教の権威などは啓蒙運動の中で激しく攻撃され、古い士大夫階層の読書人にかわって、新しい市民的な知識人達が生まれてきた。彼らの共通の旗印は「民主主義と科学」であった。日本の軍国主義的教育だけではなく、中国のそれまでの軍国主義的教育に対しても強い自省がなされるようになった。こうして日本の影響力が大きく後退し、その間隙を埋めるものとして取り入れられたのがデューイの教育理論であった。

第一次大戦で軍国主義ドイツを破ったアメリカのウィルソン大統領は、14カ条の平和宣言を行い、平和維持の方策として国際連盟の結成を提唱した。これによって、アメリカは

中国民衆にとり平和・自由のシンボルとなった。しかもアメリカの教育界はデューイを先頭に、それまでの伝統的な注入教育を否定、児童中心的な教育理論の構築と実践に努力したが、それはアメリカ国内のみならず、海外の教育界にも広く新風を吹き込みつつあった。

こうした新しい教育理論を義和団賠償金によって派遣された官費留学生らが学び取って中国に帰国、新教育運動の推進者となっていったのである。

当時、新教育運動の理論的・実践的指導者であった蔣夢麟、陶行知、胡適らは、コロンビア大学でデューイの弟子達であった。当初、日本のみ訪問するはずであったデューイは、1919年、彼ら弟子たちの懇請により急遽中国に足を伸ばすことになり、北京大学哲学教授及び北京高等師範教育研究科教育学教授の身分で、ついに2年2ヵ月も中国に留まることになったのである。彼は、北は奉天から南は広東まで11省を踏破、五四運動など中国の新しい胎動を身をもって体験しながら、“平民主義”とその教育理論を説いて回った。当時彼の名は女性から子供にまで知りわたり、「教育即生活」「学校即社会」という言葉が教育界の普遍的標語となったと言われたほどであった。

デューイは中国社会の当面する課題について、次のように認識していた。つまり、中国社会は国家としての統一が保ち得ないほど混乱しているとし、近代的な統一国家建設の必要性を力説した。その、国家の統一を妨げている主要な原因を彼は、義和団事件を発端とする列強の資本侵入、軍閥の割拠、民衆の無関心・無気力であるとした。そしてその解決策を“教育”に求め、また期待も寄せていた。

「社会の改良はまったく学校に依存する。学校は新しい社会をつくり、旧弊を除去し、新しい方向に発展させるものであり、かついまだ現れていない能力を、児童が社会のためにおこなう大きな道具として準備するものである。多くの他の機関はすべて学校に及ばない。たとえば警察、法律、政治などは社会を改良するものであるが、それらは根本的には大きな支障がある。この支障はただ学校のみが征服することができる。」(注34)と、デューイは民治社会の実現、社会改良に果たす学校教育の役割を他の何にもまして重視する。彼はその教育を「学校はただ書物を読むことだけで足るものではなく、社会の有用な公民を育成し、共同生活の習慣と能力を持たせ、公德公益を重んずる訓練をおこない、立法・司法・行政の効用を知らせる」(注35)と規定し、具体的には、国語教育の徹底、公立学校の普及、科学教育の重視及び教育界へのアメリカの援助の是正などを提唱した。

デューイの発想は中国の教育界のみならず、中国社会に新鮮な刺激を与えるとともに、知識層のあいだに、アメリカ教育への関心が次第に高まったのである。

1913年の末、国民党系の雑誌は次のように論じている。

「五・四の経験で、学生たちは教室での数年の授業にまさる教訓をくみとった。運動に参加した学生たちは、いままで受けてきた教育について深い自覚をもった。校長・教職員は、もはや旧態依然たる“書物第一主義”“ツメコミ教育”をつづけることはできないだろう。改革は必要である。」（注36）

全国教育会連合会の討議経過から、学制改革は不可避とみた政府教育部は、連合会の年次大会に先立つ1922年9月、蔡元培を主席とする“学制会議”を召集した。会員は78名。会議ではいくつかの関連案件の議決を見、そして、持ち寄った草案を参考に学校系統改革案について討論を加えた。この会議における師範教育についての主な系統改革案をまとめると、次の通りである（注37）。

（4-表5） 各省区師範学制系統草案比較表

省別	提 案
広 東	①初等師範は6年とし、前期3年に普通教育を受け、後期3年は師範。あるいは3年に初級中学卒業生を収容する。 ②中学校は師範科を設けることができる。 ③高等師範は4年とし、高級中学の師範科卒業生及び普通科の卒業生を収容する。
黒龍江	分科中学に属す。
甘 肅	中学は6年とし、初級3年を普通科と職業各科に分け、高級3年を普通科と農・工・商・師（師範）など各科に分ける。
浙 江	普通師範は4年とし、専科は2年とする。
湖 南	高級中学の中に師範科を設ける。
江 西	高級中学と同様の修業年限及び程度にする。
山 西	国民師範教育は、職業教育及び予備教育と同様、すべて傍系教育に属す。6年とする。
奉 天	師範中学予科は1年とし、本科は4年。師範大学予科は2年、本科は4年とする。
雲 南	師範大学予科は2年、本科4年とする。
福 建	師範学校は6年、後期2年は選科とする。高等師範本科は2年、研究科3年とする。

教育部はここで、前年の連合会における広東省議案とそれをめぐる討論を骨子とした学制系統改革案を提案、会議はこれを一部修正のうえ議決して閉会した。こうして1922年11月1日、大總統の名による「学校系統改革案」が公布され、アメリカ6・3・3制を模した新学制が実施に移されたのである（注38）。この新学制は、慣習に倣い、その年の干支をとって「壬戌学制」と名付けられた。新学制の学制系統図を次頁に示す。

新学制は、各級学校の修業年限を、小学6年（初級小学4年、高級小学2年）、初級中学3年、高級中学3年、大学4～6年とし、また「義務教育年限は、しばらく4年を基礎とし、各地方ごとに適宜延長する。入学年齢は地方の実情により定める」と規定した。

清朝及び民国初期と袁世凱政府は、いずれも「教育宗旨」を掲げた。全国教育会連合会

の各年次大会では、「教育宗旨なるものは封建的教育目的の、上からの告示である」として、内容は言うに及ばず、その形式自体に批判的な意見が強く出された。新学制は“教育宗旨”を踏襲せず、学制実施のための「標準」7カ条を次のように掲げている。

1. 社会発展の需要に適応する。
2. 平民教育の精神を発揮する。
3. 個性の発展を図る。
4. 国民の経済力に留意する。
5. 生活教育に重きを置く。
6. 教育の普及に努める。
7. 各地方によってそれぞれ実施上の弾力性を与える。

(注39)

壬戌学制系統図 (1922年)



この学校系統改革案の条文をまとめると、中国教育の民主化という社会的要望に沿うべく（1・2条）、国民経済や地方事情に即応して教育を普及させ（4・6・7条）、個性の発展や生活教育（3・5条）を実施するための教育体系を樹立しようとするものであった。

この壬戌学制は、非常に積極的な改革意図を示している。ここで、この新学制の意図するところをみると、以下の点が挙げられよう。

- (1) 清末以来の日本型・ドイツ型による中央集権的な羈絆から脱却し、アメリカ型による地方分権的な方向へ転換し、教育権を省・区・県・特別市へ大幅に委ねることとしている。
- (2) 教育の機会均等の原則に基づき、男女差別の撤廃、中等教育の開設、師範教育の充実、職業教育の重視、特殊教育の推進、民衆教育の普及など、近代化への方向を明確にしている。
- (3) 自己活動の原理・個性尊重の原理・自由主義の原理などを、選科制をはじめとする課程の標準的基準や教育方法に反映させようとしている。 (注40)

この新学制に対して、王鳳浩は『中国教育史大綱』の中で、その優れた点を次のように指摘している。

第一に、伸縮性に富んでいること。すなわち、中国の幅員は広大で、地方の事情がそれぞれ違い、社会の要求もいたって繁雑なため、学校に文科を設け、ふんだんに活動主義を盛り込んでいる。

第二に、学生の選課の機会が増加したこと。すなわち、新学制は高等及び中等教育の編課において、選科制を採用しているが、この種の改革は、生徒に十分に修課の動機を与え、それによって適当な課程を選習し個人の需要に適應できる。

第三に、中等教育の年限が増加したこと。すなわち、中等教育を受ける学生に、十分な訓練を与えることができ、社会の中堅とするに足る。

第四に、中等教育を初級・高級に分けたことである。すなわち、初級中学がそれだけでまとまったため、中途退学の弊害は減少するであろうし、初級中学の数も増加するであろう。また高級小学卒業生の進学の障害もなくなるであろう。 (注41)

この、アメリカの6・3・3制をモデルとする新学制は、中国師範教育史上においても

重要な意義を持っている。次に、師範教育の内容について述べる。

(一) 学制

新学制によって、清末・民国初期における日本型師範教育制度は、徹底的に改革された。小学校から大学までの全修業年限を16学年とし、師範学校は中等教育レベル（第7～12学年、あるいは第10～12学年）、師範専修科は短期高等教育レベル（第13～14学年）、師範大学は4年制大学レベル（第13～16学年）に位置づけられたのである。

(二) 師範教育はすでに中等教育と高等教育に統一され、中等教育における師範教育について見ると以下ようになる。

- ① 高等中学は普通・農・工・商・師範・家事等の科に分ける。但し、地方の状況を酌量して、1科を単設、あるいは数科兼設もできる。
- ② 師範学校の修業年限は6年。
- ③ 師範学校は単独設置できる。後期3年、あるいは後期2年には初級卒業生を収容する。
- ④ 師範学校後期3年は、分組選科を酌行できる。
- ⑤ 初級小学教員の不足を補充するため、適当な年期の師範学校あるいは師範講習所を酌設できる。

(三) 高等教育における師範教育

- ① 師範大学の修業年限は4年。旧制による設立の高等師範学校は適当な時期において程度を提高して高級中学卒業生を収容、修業年限を4年として師範大学と称すべきである。
- ② 初級中学教員の不足を補充するため、2年の師範専修科を設けることができる。大学学校教育科あるいは師範大学に付設し、また師範学校あるいは高級中学にも設けることができる。師範学校及び高級中学卒業生を収容する。

以上からみると、この制度における師範教育には6種類のものがある。

その1は、完全な6年の師範学校

その2は、後期3年の師範学校

その3は、高級中学師範科

その4は、師範専修科

その5は、師範講習科

その6は、師範大学

である。このうち前5種はすべて初級の性質を持つもので、最後の1種だけが高級の性質のものである。

1922年に頒布された『学校系統改革令』は、民国初期に比べ大きな変革が見られる。以下の点である。

1. 従来の高等師範学校の程度を引上げ、師範大学に改称、あるいは普通大学に合併した。この政策によって1923年2月、北京高等師範学校は国立北京師範大学に引き上げられた。また、民国初期に設立された高等師範学校も相次いで普通大学に改称ないし合併され、大学の中の1つの学科になった。たとえば、南京高等師範学校は東南大学に合併され、武昌高等師範学校は武昌師範大学と改称、まもなく再び国立武昌大学（現在の武漢大学の前身）に改称された。広東高等師範学校は広東法科大学に合併され国立広東大学（現在の中山大学）に改称した。成都高等師範学校は成都師範大学に改称、まもなく成都大学に合併された。瀋陽高等師範学校は東北大学に改称された。結局、独立高等師範学校としては北京高等師範大学しか残らなかった（注42）。

こうした高等師範学校の改革によって、中・小学校の教員養成は師範学校だけでなく、普通の大学も担当するところとなった。これは中国の近代師範教育において注目される改革であるが、しかし、師範教育機関はその独立性を失うと同時に、師範教育の性格を弱めてしまうことにもなったのである。1932年12月の国民党4回3中全会で頒布された『確定教育目標と改革教育制度案』は、「師範学校は中学から離れ独立師範学校として設立、師範大学は大学から離れ独立師範大学として設立しなければならない」「各国立大学の教育学院或いは教育学部は、すべて師範大学に合併する」。また「師範教育機関は、簡易師範学校・師範学校及び師範大学の三種に分け、すべて政府によって個人がそれを設立することは認めない」（注43）と、明らかに規定した。この時期は、解放前の中国における師範教育制度が、最も完備された時期であった。

2. 師範教育の編課において、選修科が増えた。この改革は、王鳳喆が指摘したように「生徒に十分に修科の動機を与え、それによって適当な課程を選習として、個人の需適応できる」（注44）わけである。

当時の師範学校における課程標準は次表の通りである。

(4-表6) 師範教育課程標準表 (科目の括弧内数字は学分・単位)

(一) 公共必修科目

1. 国語 (16)
2. 外国語 (16)
3. 人生哲学 (4)
4. 社会問題 (6)
5. 世界文化史 (6)
6. 科学概論 (6)
7. 体育 (10)
8. 音楽 (4)

(二) 師範専習科目

(甲) 必修科目:

1. 心理学入門 (2)
2. 教育心理 (3)
3. 普通教授法 (2)
4. 各科教授法 (6)
5. 小学各科教材研究 (6)
6. 教育測定と統計 (3)
7. 小学校行政 (3)
8. 教育原理 (3)
9. 実習 (20)

(乙) 専修科目・分組選修

第一組:

1. 国語を選修する (8)
2. 外国語を選修する (8)
3. 本国史 (6)
4. 西洋近代史 (4)
5. 地理学通論 (4)
6. 政治概論 (3)
7. 経済概論 (3)
8. 郷村社会学 (3)

第二組:

1. 算術(珠算を含む) (8)
2. 代数 (6)
3. 幾何 (6)
4. 三角 (3)
5. 物理学 (6)
6. 化学 (6)
7. 生物学 (6)
8. 鉱物地質学 (4)
9. 園芸学 (4)
10. 農業大要 (6)

第三組:

1. 図画 (8)
2. 手工 (8)
3. 音楽 (8)
4. 体育 (6)
5. 家事 (8)

教育選修:

1. 教育史 (4)
2. 郷村教育 (3)
3. 職業教育概論 (3)
4. 児童心理学 (4)
5. 教育行政 (3)
6. 図書館管理法 (3)
7. 現代教育思潮 (3)
8. 幼児教育 (6)
9. 保育学 (3)

(三) 純粹選修科目 (空欄: 筆者注)

師範教育には高等師範を除いてほかに5種の形式があることはすでに説明した。ここでは後期師範学校と高級中学師範科との課程一覧表を作るだけに止めておく。

上表から見ると、公共必修科目については合計68学分(単位)、高級中学普通科に比べると音楽の4学分が加えられている。やはり各校の状況によって大体は伸縮の余地があった。必修科目については合計48学分、やはり伸縮の余地が与えられている。選修科目についていえば、さらに3組に分けている。第一組は語学と社会科学に重点を置く、いわゆる「文科」。第二組は数学と自然科学に重点を置く、いわゆる「理科」。第三組は芸術と体育に重点を置くいわゆる「芸術科」である。以上の3組は必ずしも全部設ける必要はなく、また各地方の状況によって、別に他の組、職業学校教員組とか幼稚園教員組とかの組を設けても構わない。教育選修科目については、以上の各組はいずれも選修せねばならず、最少限度8学分であった。純粹選修科目は、各学校が自身で規定するに委ね学分の多少についてもまた、制限していなかった。しかし卒業する場合の合計学分は、最少限度高級中学普通科と同量でなければならない。

3. 初等教員養成の分野では、従来の修業5年の師範学校を、修業年限6年の完全な師範学校に改めた。

師範学校と普通中学との合併、あるいは高級中学に後期を3年とする師範科を設ける単独の師範学校も見られた。つまり、設置の種類と形式が多様化したのである。

以上の改革によって、1922年以後師範学校、とくに中等師範学校が多く設立された。1930年になると、全国における学校数は846、学生数は82,809人に達した。このうち省市立師範学校は136、学生数30,900人、県市立は最も多く校数676、学生数47,720人に達している。合計で師範学校812カ所、学生数は78,620人である。さらに私立師範学校は7校、学生数1,070人、未備案私立師範学校は27校、人数3,119人となっている(4-表7)。

(4-表7) 十九年度全国中等師範学校教育概況

	校数	学生数	教職員数	経費数	毎生歳占経費 (単位：元)
国立	—	—	—	—	—
省市立	136	30,900	4,000	5,076,208	164.28
県市立	676	47,720	5,626	2,868,348	60.11
已備案私立	7	1,070	172	117,224	109.56
未備案私立	27	3,119	523	357,360	114.57
合計	846	82,809	10,321	8,419,140	101.67

出典：多賀秋五郎「近代中国教育史資料・民国編中」より抜粋

(4-表8) 各省学務統計総表(1913年)

校種別	学 校 数												学 生 数												
	国			公			私			總			国			公			私			總			
	男	女	總	男	女	總	男	女	總	男	女	總	男	女	總	男	女	總	男	女	總	男	女	總	
小 初等				74970	2333	77303	33302	538	33840	108272	2871	111143				2388264	117255	2505519	930842	24952	955794	2319106	1422073	3461313	
小 高等				5985	406	6391	2096	136	2232	8081	542	8623				327058	15826	342884	67290	3806	71096	394348	19632	413986	
乙 農業				259		259	10	1	11	269	1	270				12273		12273	363	102	465	12636	102	12738	
工業				55	11	66	4	35	39	59	46	105				2556	957	3513	144	2042	2186	2700	2999	5699	
商業				52		52	16		16	68		68				2755		2755	882		882	3637		3637	
其他				809	25	834	27	10	37	836	35	871				21518	1311	22829	1115	416	1531	22633	1727	24360	
中 學				384	4	388	57	7	64	441	11	452				58581	300	58881	7717	656	8373	66298	956	67254	
師 範	1	1	2	132	76	208	2	19	21	135	96	231	109	208	317	18477	6556	25033	189	1140	1329	18776	7904	26679	
甲 農業				36	1	37	4		4	40	1	41				4095	187	4282	416		416	4511	187	4698	
工業				17	2	19	1	2	3	18	4	22				2746	131	2877	105	225	330	2851	356	3207	
商業				17		17	2		2	19		19				1591		1591	104		104	1695		1695	
其他	1		1	292	20	312	15	4	19	308	24	332	180		180	13339	841	14180	976	188	1164	14495	1029	15524	
高等師範	2		2	8	1	9				10	1	11	445		445	1457	174	1631				1902	174	2076	
法政	1		1	25		25	18		18	44		44	659		659	12584		12584	9764		9764	23007		23007	
醫學	1		1	4		4	2		2	7		7	85		85	345		345	207		207	637		637	
農業	1		1	6		6				7		7	99		99	1175		1175				1274		1274	
工業	3		3	8		8	2		2	13		13	961		961	1135		1135	392		392	2488		2488	
商業				4		4	1		1	5		5				538		538	449		449	987		987	
商船																									
外國語				2		2				2		2				316		316				316		316	
大 預科	1		1	4		4	9		9	14		14	482		482	1112		1112	884		884	2478		2478	
文 理													107		107							107		107	
法 政													35		35							35		35	
商 業													239		239	119		119				368		368	
工 業																									
其他	2		2	3		3	1		1	6		6	79		79	151		151				230		230	
總 計	13	1	14	83072	2878	85951	35569	752	36321	118654	3632	122286	3723	208	3931	287430	143538	501596	1021915	33527	1065452	3898065	177273	4075328	

これを民国初期と比べると、その顕著な差が分かる。1913（民国2）年の各省学務統計表（4—表8）によると、中等師範学校数は国立2、公立208、合計210、学生数は国立317人、公立25,033人、合計25,348人である。いずれも1930年の師範学校の3分の1に過ぎない。

一方、民国初期の私立師範学校は21カ所、学生数は1,329人で、1930年と比べると大差がない。この、私立師範学校があまり発展しなかった原因の一つは、師範教育機関は原則として政府が設立するもので、私立は提唱されなかったことがあげられよう。そして1932年になると、政府は私立師範学校を認めないことになったのである。

当時の中国は、多くの師範学校を改革あるいは設立したが、その中で有名なのは北平師範大学、湖南第一師範学校及び保定第二師範学校である。

「北平師範大学」は1928年6月に設立された。その前身是北京師範大学で、当時、唯一残った独立師範大学であった。本校の外に、教育研究・実習の場として附属中学・小学・幼稚園及び郷村教育実験区も設立された。また教育研究所も持っていた。ここは主に、教育の現実問題を研究、各学部の教材の編輯・整理を担当した。

学校の授業科目は公共必修科・主科・副科・自由選修科など4種類に分かれている。授業内容からみれば、それぞれ修養類は全科目の10%、教材類67%（すなわち各学科の專業科）、教育專業類23%（教育概論・教育心理・教学法・中等教育・教育史・教育行政・児童及び青年心理・教育実習・参観など）を占めている。

学校では教育学院・文学院及び理学院の3つの学院を設けている。

教育学院：教育学部・体育学部・实用芸術学部

文学院：国文学部・外国文学学部・歴史学部

理学院：地理・数学・物理・化学・生物の5学部

合計11学部がある。1936年10月の統計によると、全校学生数は944人、教員151人、職員82人である。卒業生はほとんど教育界に勤める。36年12月の統計によると、同校の卒業生は学校に勤める人が87.7%を占めていた。

当時、北平師範大学は中学校の教員不足の窮状を打破するため、本科卒業生を養成するのみでなく、多種形式で教員養成を行っていた。すなわち、1934年「暑期教育講習班」

「中等学校理科教員講習班」、1936年「中学師範工芸劳作師資訓練科」、1937年「華北各省師範学校体育教員訓練班」などの短期教員講習科を開設している。さらに1937年には、少数民族10名の特別聴講生も募集するなど、北平師範大学が中国師範教育に果たした役割

は非常に大きなものがあった（注45）。

「湖南第一師範学校」は1903年設立され、当時は湖南師範館と言った。1904年中路師範学堂に、1912年湖南公立第一師範学校に改称、1914年湖南省立第一師範学校に変わった。

この第一師範学校は、毛沢東の母校である。1914年入校、18年に卒業している。また、中国の有名な教育家・徐特立は、1913から1919年までここで教育学の教鞭を執った。

1949年までの卒業生は 4,947人である。中国の華中地区において、第一師範学校は師資の養成に重要な地位を占めていた（注46）。

「保定第二師範学校」は1909年に設立され、最初直隸省第二師範学堂と言った。1928年、華北省立第二師範学校と改称した（現在の華北省保定師範学校）。この師範学校は中国の師範教育史において「革命師範学校」と言われ、1924年から中国共産党の組織もこの学校にあった。30年代になると、学生の半数以上が共産党・共青团“左聯”などの組織に入り、学生運動の中で先頭に立ったのである。

以上は都市における代表的な師範学校であるが、一方郷村において当時非常に注目されたのが、陶行知（1891～1946）が南京郊外に設立した曉莊師範学校である。

陶行知は安徽省歙県の出身。1910年、南京の金陵大学に入学、14年に卒業して渡米、最初イリノイ大学で政治を学び、後コロンビア大学でデューイに教育学を学び、16年に帰国した。17年には招かれて南京高等師範学校教授となる。19年、デューイの訪問を迎え、胡適らと共に講演旅行に随行。デューイ帰国と入れ違いに、21年にはポール・モンローを迎える。モンロー来訪を機に、民間教育研究団体・中華教育改進社が成立されると、22年その主任幹事となった。この頃、“五・四”が提唱した「サイエンスとデモクラシー」の思潮の中で、全国主要都市の商工業勤労者を対象とした基礎学力・公民知識普及の運動が高まり、22年には中華平民教育促進会が成立した。この運動を“平民教育運動”と呼ぶ。陶はこの運動を指導、各省を歴訪する。23年には国立東南大学（南京高等師範学校を改組）教授を辞任した。

陶行知は早くから農村社会に注目、農民とその子弟の重視という志向を持っていた。彼は「新学制と師範教育」という一文の中で次のように郷村師範教育の重要性を強調する。

「初級師範はほとんど都市に設けられている。卒業生が受けた教育は郷村が必要としているものに合わないばかりか、彼らは都市の生活を捨てたがらず、決して郷村での勤務を望まなかった。それゆえ、郷村学校の師資が一番不足しているのである。……

一言で言えば我々は郷村教員の需要があれば、郷村教員を養成することで解決を図らなければならない」（注47）

彼は、モンローを囲む討論会の席上でも「教員養成学校を農村に設置すべきだ」と提言している（1921年12月）。また、26年初め「師範教育“下郷”運動」を呼び掛け、その年に江蘇省南京の近郊で師範開設の準備に着手した。

中華教育改進社は“郷村師範”経営のため理事会を組織、理事長・蔡元培は1927年3月15日、「曉荘師範学校」の開校式を行った。これが陶行知の「生活こそ教育、社会こそ学校」いわゆる“生活教育運動”のスタートである。

南京北郊外、老山と呼ぶ丘を抱えて小荘という村落がある。陶行知は老山を“労山”（いずれも lao shan）、小荘を“曉荘”（同 xiao zhang）と改称した。開校1年後にはここを中心に近隣の農家、寺廟を改造して附属小学校・幼稚園を次々に開設、一帯は学園村を形成、全域を包括して曉荘学校と呼んだのである。

曉荘師範学校の宗旨は「良い郷村教師を養成し、それによって郷村学校をつくる」（注48）、つまり農民のための教員養成であった。彼は郷村学校を通じて、郷村改造を企図したのであったが、当時、この郷村教育は一つの教育運動になっていた。

郷村教育の代表的な人物としては、南方にはこの陶行知、北方には梁漱溟がいる。陶・梁2人は同じく郷村教育に注目したが、彼らの出発点は必ずしも同じではない。

「陶行知は教育を出発点としているので、先ず第一に、郷村学校の改革に注目し、逐次郷村農業・郷村行政に及んでいった。梁漱溟は中国の改革問題を研究対象とし、郷村問題の重要性を発見した後、郷村農業教育に関心を持ったのである。陶行知の理論は、郷村改革の方法についてであり、郷村生活の改革をその目的としている。梁漱溟の場合は農業学校の実施や、郷村自体の改善で、いずれも中国の全問題の解決手段となっている。」（注49）

これについて陳青之は次のように述べている。

「私の考えは、ただ出発点が相違しているのみでなく、両氏の精神と態度もやはり一致していないようである。陶氏は科学の尊重者であって、その創作したものは西歐的色彩を帯びているが、梁氏は哲学の研究者であって、その表現したものは東洋的精神の内在である。この結果、我が国の郷村教育運動の理論と方式とは、結局二つの系統を形成するに至った——前者は郷村生活の改善を目的とし、後者は郷村社会の建設を目的とする」（注49）

陶行知は、中国の教育制度改革について次のように述べている。

「わが国は、興学以来、最初西欧を模倣した。次に日本を手本にし、民国4年にはドイツに見習った。この頃にアメリカ熱が生じた。これらは皆、整っていない趨向である。あれもこれも学ぶが、結局どこの学制にも似ていない。……今、改革の時にあたって、我々は外国の学制の経験をあきらかに辨別して、その良いところを選ばなければならない。絶対に、自国の経験を捨て、他国に従い簡単に吸収することがあってはならない。

一口に言えば、学制を改革する前に、我々は科学的方法と態度をもって社会、あるいは個人の望む所と能力を考察するとともに、各種生活事業に不可欠な基礎準備に沿って、我々に適応させるように学制を修正しなければならない。外国の経験に至っては、もし適応するものがあればそれを採用するが、適応しないのであればこれを回避する。わが国に以前からある経験が、適応するところあればそれを保存するが、不適當であればそれを除き去る。削除あるいは採用は、新しい古いにかかわらず、只、適応するか否かによって決めることである。そうすれば国情・個性に合う、事業と学問の求めるところに合う、独創的な学制をつくることができる。」（注50）

以降、彼の教育事業の経営・教育運動の推進の生涯で、その実践・思索に一貫しているのは、中国の実際から出発し、実際と結びつける教育改革の模索・探究であった。

陶行知の郷村教育は、この南京曉莊師範学校をその根拠としている。第1期入学生13名、専科指導員10名で発足、以降半年ごとに学生を募集した。入学資格は、初級中学校、高等学校あるいは大学の中途退学した者、または在職教員・職員である。しかし、農事あるいは土・木工経験が無い者は受験できない。入学資格があり、さらに将来において郷村小学校をつくる意志を持つ者は、優先入学できる。当初、陶行知は面接試験でこう問いかけたという。「孟子は、『心を勞する者は人を治め、力を勞する者は人に治められる』と言っている。これは正しいことか。どう思う？」

入試科目は、(1)農事或土木工操作、(2)智慧試験、(3)常識試験、(4)作文、(5)5分間の講演などである。授業科目は5つに分けられている。すなわち、(1)中心的小学の生活の教授・学習・演習、(2)中心的小学行政の教授・学習・演習、(3)師範学校第一院の教授・学習・演習、(4)自然環境を征服するための教授・学習・演習、(5)社会環境を改造するための教授・学習・演習、などである。そして学校は、「耕作することができなければ、学生と言えない。料理ができなければ、卒業できない」と提唱していた。

修業年限は1年半を規準としているが、状況によって延長、あるいは短縮の場合もある。卒業後、実習を半年行い、合格すると卒業証書を与えた。校内の一切の事務は、すべて学生が分担している。たとえば、耕作、野菜の栽培、会計、庶務などは授業科目としてやらなければならなかった。学生の学費はすべて免除であった。

教室・講堂・図書館は、校長以下、指導員と学生が協力して建設、講堂を“犁宮”と呼んだ。犁は農具、カラスキのことである。また図書館に「書呆子莫来図書館」と大書した表札を掲げた。本の虫、書物ボケを“書呆子”というのである。莫来は“来るなかれ”。「本の虫、入館お断り」である。

陶行知はここでの実践を通じてデューイ理論を展開、「生活こそ教育、社会こそ学校」たるべしと主張した。これについて陶行知は次のように述べている。

「.... “教育こそ生活” という言葉はデューイ先生の発想である.... 今、私はこの言葉を転倒して“生活こそ教育”と改めた。

われわれの教育は生活教育であり、人生が求める教育を供給する教育である。贗物を作るのではない。人生が何か求めるものがあれば、われわれはそれを教える。....

“学校こそ社会”は、即ち“教育こそ生活”に従って来たものであるが、今、私はこれを転倒して“社会こそ学校”と変えた。すべての社会の活動は、われわれの教育の範疇に入る。」（注51）

この「生活こそ教育・社会こそ学校」は、陶行知の教育理論の核心である。彼はデューイの「教育こそ生活」という教育理論の影響を受けて、中国の伝統的教育が生活、つまり現実から離れる現象に対して提唱したものである。陶行知はアメリカへの留学から帰った後、中国各地で教育調査を行った。そして彼は、中国の教育は理論が実際の現実から遊離し、授業が実際の生活から離れていることを痛感した。また人口の80%以上を占める農民が教育を受けていないことにも驚き、「教育革命」しなければならないと強調したのである。そこで彼は、この「生活こそ教育・社会こそ学校」の理論を打ち立て、郷村師範教育を実行することになったのである。

政府・都市型師範学校とは異なる“郷村師範”の実験は、教育関係者の間に大きな反響を呼び起こした。彼の提唱は「陶知行主義」（本名：陶知行）の名で全国に喧伝され、29年から30年にかけて各省で郷村師範創設が相次ぐ状況となった。しかし、1930年4月、曉荘学生が南京のイギリス資本工場労働者の反帝国主義運動に支援デモを行ったため、蔣介石に解散を命じられた。

陶行知の改名について、『生活教育』1934年7月1日号に、陶は「行知行」の一文を書いて、次のように言う。

「友人が言う。“君は『知行』の看板を掲げて『行知』の品物を売りさばいている。看板に偽りありだ。改名すべきではないか”と。私は23年前、王陽明学説の研究を始め、“知行合一”を確信して“知行”と号した（幼名：文濬）。7年前、私は“行は知の始め、知は行の完成”の理論を提起した。これはすでに陽明先生の主張と相反している。以来、茶目っ気の多い学生たちは、私を『行知吾が師』と呼んでいる。……23年の間、毎日見もし聴きもしてきた名だから多少の未練はあるが、名実ともなわぬとあっては、私としては改名せざるを得ない。」

ここでいう23年前とは曉莊師範開設の年を指す。この一文が、本人自身による“知行”から“行知”への改名宣言である。

陶行知は外国の教育理論を観念的・教条的に受け止めた。まだ“先進的”な学校制度の導入に頼ろうとする思想の強い中であって、彼の提唱と実践は、貧困の現実からの発想に根ざしたものであった。彼の教育思想の特徴は、次の4点をあげることができよう。

1. 「子どもに学べ」の観点

エレン・ケイは『児童の世紀』を著し、20世紀を児童の世紀とする認識を世界に呼び掛けた。中国、アジアにあって、“児童の発見”（「子どもに学べ」）を提唱し、実践した第一人者は陶行知であった。

彼は「諸君は、諸君の子ども、・児童・生徒に学ぶことが大切である。虚心に子どもに学ぼうという態度がなくて、どうして子どもの環境、子どもの能力を知り、子どもがなにを求めているかをつかむことができよう。諸君が子どもに学び、子どもの生徒になるならば、子どもたちは諸君に、諸君の“思想の青春”をたもちつづけるようにさせてくれるだろう。諸君がいつまでも時代の落伍者にならぬよう、子どもたちが保証してくれるのである。

教師たるものは、必ず、児童・生徒・学生をよく認識すること、大衆をよく認識すること、そして彼らとともに一すじの統一戦線に立たなくてはならない。今日、中国の第一の課題は、中華民国の領土、主権の完整を保障し、中華民族と痛苦の大衆の自由・平等をたたかいとることである。教師と児童・生徒・学生、そして大衆とは、この大目標を、ともに確認することによって、はじめて一すじの戦線に立つことができる。諸君はこうした戦線に立つことによって、はじめて国難解決のための教育を実践することができるのである。

」(注52)と言う。

子どもの能力への期待から出発して、子どもの能力を実証したのが、陶行知の提唱した小先生の方法である。しかし、この曉莊学校も閉鎖され、近隣一帯の農民の子どもたちは、学校教育から放り出されてしまった。余児崗という村落の農民有志は、上海にいる陶行知に手紙を送り、人を派遣して援助してくれるよう求めた。余児崗の子どもたちで十二・三歳ぐらい、年かさの兄貴格数名が中心となり、相談を重ねた末、自分たちの中から校長・教員・勤務員を決め、1932年秋、学校を始めた。だれいうとなく、これを“児童自動小学”と呼んだ。一人の専門家もいず、大人をいっさい当てにしない小学校である。

「...小先生がわれわれの教育の胎内に宿ったのは、11年前だった」

1934年、陶行知はこう書いている。旧習、旧観念の濃い中国社会での“児童の発見”は、陶の名とともに語り継がれてきた小先生がこれを代表する。

2. 教育を受けるのは、人民の義務・権利である

「タス通信を通じてソビエト新憲法草案の内容を知ることができた。第10章“公民の基本的権利”には勤労権・休息権・教育権の規定がある。...勤労・休息・教育の三つの権利は、資本主義の体制にあっては、すべてひとにぎりの“小衆”の権利であった。大衆の立場からみるならば、どれもみな、ひとにぎりの人々の思うがままにされてきたのである。しかし、ソ連はこうした関係をすべて改変してしまった。勤労・休息・教育は、すべて人民大衆の教授すべき権利となったのである。」

陶行知はしばしば、民族の“出路”ということを説いた。

「若旦那やお嬢さんは金を持っているので、大いに“読書のための読書”にはげむことができる。これをよんで“小衆”教育という。大衆は、ただ生活のなかで教育を獲得することができるのであって、生活のために教育をもとめる。大衆が解放される以前にあっては、生活闘争こそが大衆にとって唯一の教育である。生活教育は大衆の教育であり、大衆自身のおこなう教育であり、大衆が生活解放のためにおこなう教育である。」(注53)

彼は教育の出路はこれを民族の出路に求めなくてはならないと認識していた。その実践としての曉莊師範学校の経営であった。

3. 勤労青年のための“大学”の提唱

「新大学とはなにか？ 新大学というのは、大衆の学府である。

“大衆を新しくする”とは、大学自身に自分を確信させることである。...新大学の課程編成の一切は、大衆の幸福を基準としなくてはならない。」

4. 生活教育運動“教・学・做の合一”の提唱

「われわれの生活教育運動は、四つの大方針すなわち民主的、大衆的、科学的、創造的方針である。」

教員養成学校とはいえ、教育学堂を系統的に教授するカリキュラムを組むことをせず、徹底して経験主義教育を実践、“農民の手と身体、科学者の頭脳、社会改造の精神”を備えた教師の養成を目指したのである。

以上4点の提唱は、陶行知の“生活こそ教育、社会こそ学校”たるべしとの主張、生活教育の理論と実際の発露であった。

このような陶行知の教育学説は、少なからぬ唯物論の要素を含んでおり、中国教育思想のうえできわめて大きな役割を果たしている。近年でも、延安新教育学会が『行知教育論文選集』序文の中で、次の一節を語っている。

「最近幾十年來、中国は教育建設をめざしてきたが、東は日本を手本にとり、西は欧米を模倣することを事とし、中国自身の実情に立脚して教育事業をおこそうとしたものは極く稀れであった。ただこの十数年、陶行知先生の教育実践は、旧習に反対し、“五・四”の精神を継承しているだけでなく、“老八股”さらには“洋八股”に反対し、教育事業がひたすら外国をモデルとすることに反対して、積極的に中国社会に根ざした教育改造を主張しつづけてきたのであった。

曉莊師範学校の活動はわずか3ヵ年にすぎなかったが、しかし、一部特権階級の子弟のために開かれていた当時の学校教育を、広く農民の子弟にまで開放すべく師範学校を農村に設定したこと、彼の生活教育の理論を農村に適用して、農村の生活から遊離した都市的・西欧的な教材をすべて否定して、農村にあった教材を編成して、農民・子どもの知的向上をはかり、農民自身の手によって農村を改造させようとする試みは、新教育思想のもつブルジョア性をのりこえんとしたものであると云ってよからう」

陶行知の教育思想及び“郷村師範教育”の主張は、今日においてもきわめて重大な意義を持っている。

1988年、中国で開催されたユネスコによる「アジア太平洋地域の非識字者一掃教材編集会議」では、現在世界で15歳以上の非識字者は8億8千4百万人あり、そのうち中国が2億2千万人を占めていると報告した。平均5人に1人が非識字者である中国は、人口の上で大国であるばかりか、非識字者でも大国である。中華人民共和国の成立以来、40

年をかけて1億6千万の非識字者を一掃したが、現在なお、2億2千万人という膨大な数の非識字者を抱えている。そのうち、ほとんどが農民である。「教育危機の脅威は社会全体に及んでいる。この危機を認めなければ、すべての問題を解決することは難しい」（注54）。この現実をどのように解決するか。これも今日の教育改革において重大な課題の一つである。

現在、全国の小・中学生は約2億人いるのに、教師は僅か800万人しかおらず、かつ、そのうちの40%は不適格者である。それゆえに師範教育を大規模に充実・発展させることは不可欠である（注55）。この充実・発展は、やはり都市型師範学校のみならず、郷村師範教育も重視しなければならない。

第三節：師範教育機関の独立性の復活

すでに前節で述べたように、1922年に採用されたアメリカの6・3・3制をモデルとする新学制は、中国の師範教育史にとって重要な意義をもっている。しかし、師範学校と普通中学が合併され、高等中学に師範科を設け、高等師範学校が総合大学にそれぞれ合併されたため、1904年以来続いていた師範教育機関はその独立性を失ってしまった。そして師範学校は高級中学における農・工・商業科と並んで一つの学科となり、その師範的性格は弱まった。そのため、師範教育にはさまざまな問題が出てくるようになったのである。

たとえば、従来の師範生の公費待遇問題がある。新学制の中には、元来の師範生公費制度を取り消すことは載っていなかった。しかし、師範生は高級中学における一つの学科となってしまったため、この師範生の待遇をどうするのが新学制の中には明確に規定されていなかったのである。そして1923年以後、各省は財政困難との口実を設け、師範生の公費を停止した。そのため、師範生の人数は急速に減ったのである（注56）。政府にとっては、独立した師範教育機関を設置することが直面する問題となったが、この問題が解決したのは、南京政府が成立した後のことである。

1924年、孫文（1866～1925年）を指導者とする中国国民党は、中国共産党との提携後、国民党の改編と国民改革軍の創立を決議した（注57）。

その対国内政策第10項には「法律上、経済上、教育上、社会上等において、男女平等の原則を確認する」という男女平等の再確認を宣言した。また第13項に「教育の普及を励行

し、児童本位の教育発展に努め、系統学校を整理すると共に、教育の経費をふやして、教育の独立性を保障するもの」とあり、教育重視の政策が打ち出された（注58）。

1925年3月25日に孫文が死去した後、蒋介石（1886～1975）は国民革命軍を率いて北伐の途につき、1928年6月、北京に入り北伐を完成した。1927年、国民政府は南京政府に移った後、三民主義教育を実施するに当たって教育宗旨を重視するようになる。

1928年9月、国民政府は同年5月に第一次全国教育会議で議決された三民主義による教育を教育宗旨と定め、1929年4月26日、正式に公布された。これが新式教育実施以来、第四回目の政府公布の教育宗旨である。この宗旨には「中華民國の教育は、三民主義を根拠とし、もって人民の生活を充実し、社会の生存を扶助し、国民の生計を發展せしめ、民族生命の延續を目的とする。必ずや民族の独立、民権の普及、民生の發展を期し、以て世界の大同を促進すべし。」（注59）とある。これはまさに、孫文思想の教育に対する対応である。そこで次に、簡単に孫分の教育思想を述べてみたい。

孫文は「民主主義国家は、人民が所有し、人民が治め、人民が享受する」と提唱した。そして彼は「アメリカの教育は大変普及し、小学教育が強制的の制度となっており、国中、男女を問わず、みな学校で勉強する。そして全国のかなり多数の国民が中学教育以上、または大学教育を受けている」と、アメリカの教育事情を紹介している。

孫文の教育に対する主張でもっとも注目されるのは、義務教育論、女子教育論及び教師教育論である。孫文は義務教育を早くから主張しており、桂林にいた時、次のように述べていた。

「...貧富を問わず、およそ10歳以下の児童に対しては、教育を施さなくてはならない。...まず学ぼうとする者は、その行為を改め、教師であろうと児童、生徒であろうと、みなそれぞれの能力に応じてその責任を負うべきである。そしてみなが力を合わせて周囲四方の住民戸籍を調べ、義務教育を大いに發展させることである。」（義務教育）

「中国の女性は二億といっても、これまで女子教育はあまり重視されなかったため、学問ある女性は実に少ない。今日においては、大いに女子教育を提唱することこそもっとも重要な任務でなければならない。」（女子教育）

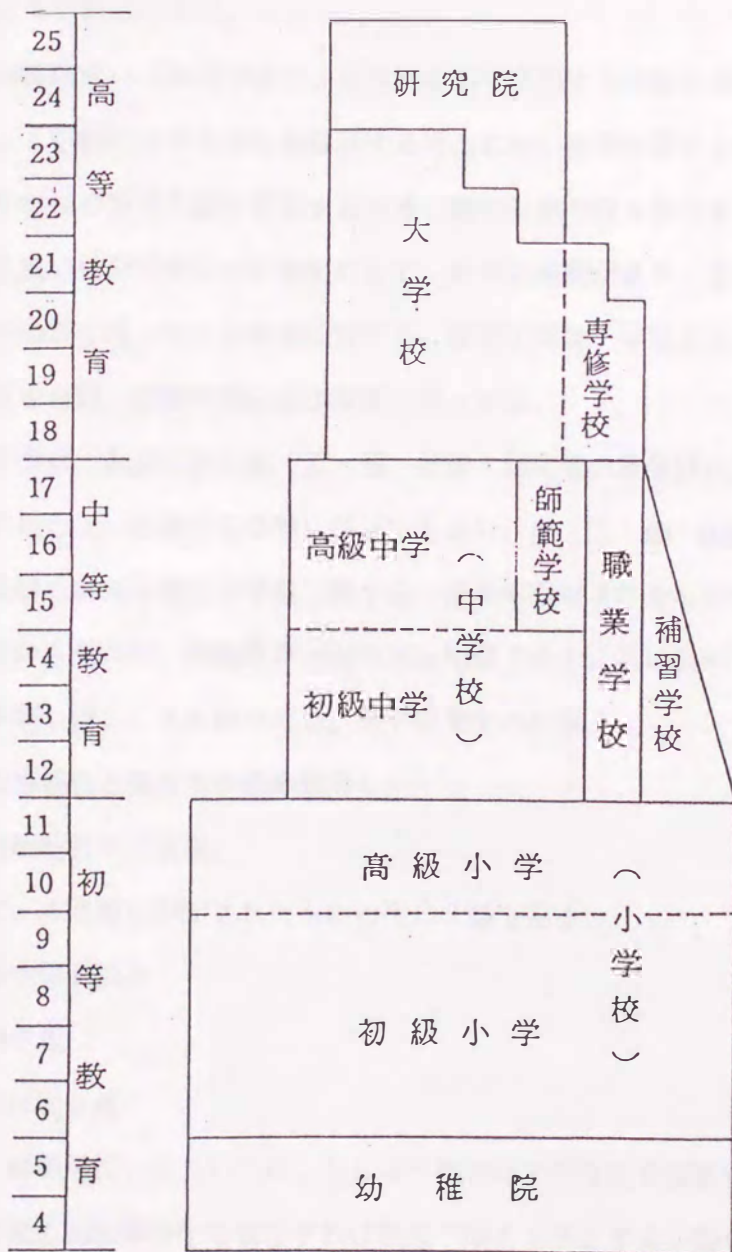
「中華民國の人民である以上、誰でも自由平等の権利がある。現在、民国はすでに成立し、国民の希望はまさに大きくなりつつあるが、その最も重要なものは人格である。われわれ中国人民はすでに数千年もの間、専制統治下にあった。したがって、人

格を失ってから久しい。今日人權なるものを回復するためには、まず第一に教育から始めるべきである。中国人民は四億であるが、この四億の民はみな教育を受けなければならぬ。しかしながら、四億の民に教育を受けさせるには、師範教育こそが先決である。それゆえ師範学校を急いで設立する必要がある。」（師範教育）（彼は師範教育の提唱が中国を発展させる道であると考えた）（以上、注60）

孫文の三民主義教育思想に基づき1928年5月、南京の中山大学で開催された第一次全国教育会議は新教育制度について討論、「中華民國学校系統案」が議決された（注61）。この新学制は、その年の干支により「戊辰学制」と名付けられ、国民政府の学校系統はここに確立するに至った。

戊辰学制図（1928年）

注：王鳳喆「中国教育史」P. 308～309より



この学校系統は、6・3・3制を原則としている点においては従来の学制と変わらないが、次のような方針に基づいて樹立されたものである。

- (1) 中国の実情に基づき
- (2) 国民経済の需要に応じ
- (3) 教育効果の増進をはかり
- (4) 各学科の標準を高め
- (5) 個性の発展を求め
- (6) 教育の普及をはかり
- (7) 地方における弾力性を持たせる (注62)

したがって、この改革の重点は中等教育以上にあったと言えるが、その中でも師範教育についての改革が特に目立つ。

- (1) 高中師範科或いは師範学校は、3年制の初中卒業生を收容する場合、修業年限は3年とし、4年制の初中卒業生を收容する場合には、修業年限を2年とする。
- (2) 郷村小学校の教育不足を補充するため、郷村師範学校を設けるべきである。初級中学卒業生或いは相当学校の在學生にして、教育に経験があり、さらに郷村教育に対して改革の志望を持っている者を收容する。修業年限は1年以上とする。小学卒業生を收容する場合は、修業年限は最少限度2年とする。
- (3) 高級中学は、普通科及び農・工・商・家事・師範等の職業科に分ける。但し地方の状況を酌量の上、普通科を単独に設けてもよい。農・工・商・師範等の科で、単独に設置する場合は高級職業中学校と称する。修業年限は3年をもって原則とする。

以上の規定から見れば、師範教育の前時期と相違するところは次の3点である。

- ① 6年制の廃止。3年制の確立。初中卒業生の收容。
- ② 師範専修科と講習科の名称取消し。
- ③ 郷村師範教育の添設。

したがって、本時期に規定されたものは次の3種である。

1. 高級中学師範科
2. 師範学校
3. 郷村師範学校

上記「2. 師範学校」については、もし3年制の初中卒業生を收容すれば修業年限を3年とし、4年制の初中卒業生を收容すれば修業年限を2年とする。第3点目の郷村師範学

校については、もし初中卒業生を収容した場合には修業年限を1年以上とし、小学卒業生を収容した場合には修業年限を最低限度2年、入学年齢16歳以上とする。

ここでは、師範教育は独立教育機関として設けることを明確にしていなかったが、1922年の学制と比べると、師範教育がある程度重視されていることが分かる。

1929年、「中華民国教育宗旨及其実施方針」が公布された。その中では、師範教育について次のように述べている。

「師範教育は、三民主義の国民教育を実現する本源であるから、かならずもっとも適宜の科学教育およびもっとも厳格な心身訓練によって、一般国民道徳上・学術上もっとも健全な師資を養成することを主要な任務とし、可能な範囲内において、その独立設置、ならびに十分に郷村師範教育に発展させるべきである。」（注63）

ここでは、師範教育の重要性が強く強調されている。師範教育の独立設置については、「可能な範囲内において……」とある。つまり、師範教育はまだ十分に独立の教育機関としての設置が規定されたものではなかったことが分かる。

1929年、湖北・湖南および浙江省等は、独立の師範学校を設立した。1932年9月、江蘇省も省内の鎮江、無錫・太倉・淮陰・東海および如皋などの中学を師範学校に指定した。また江西省は省立師範学校を設けた。しかし、全国においては、わずか一部の省しか実施していなかった。全国範囲に広がるようになったのは、1932年12月以後のことである。すなわち、1932年12月の国民党第四回中央執行委員会第三次全体大会決議と、1933年の師範学校法および師範学校規定などの発表がきっかけとなった。

「師範法」によると、師範学校は中華民国教育宗旨およびその実施方針を遵照し、厳格な心身訓練をもって、小学の健全な師範を養成すべきであるとしている。

第1条 師範学校は、特別師範科、幼稚師範科を附設できる。

第2条 師範学校の修業年限は3年、特別師範科は1年、幼稚師範科は3～2年。

第3条 師範学校は、省あるいは行政院直隸市によって設立する。ただし、地方の需要によっては、県・市によって設立し、あるいは両県以上が連合して設立できる。

第4条 師範学校の省・市あるいは県によって設立するものは、省立・市立あるいは県立師範学校とし、両県以上によって連合設立するものは某県連立師範学校とする。

第5条 師範学校の設立、変更及び停辦は、省あるいは行政院直隸市設立のものは、省市教育行政機関により教育部へ備案を呈請し、県市設立のものは、教育庁によって核准し、教育部へ備案を転呈する。

第6条 師範学校及び特別師範科・幼稚師範科の教科科目及び課程標準・実習規定は、教育部によってこれを定める。師範学校は、地方の需要をみて職業科目を分別設置すべきである。

第7条 師範学校及びその特別師範科・幼稚師範科の教科図書は、教育部編輯あるいは審定のものを採用すべきである。

第8条 師範学校は、附属小学を設けることができる。その附設幼稚師範科は、幼稚園を設けることができる。

第9条 師範学校は、校長1人を設け、校務を綜理する。

第10条 師範学校教員は、校長よりこれを聘任し、専任とすべきである。ただし、特別の事情があるものは、兼任教員を聘請できるが、その人数は教員総数の4分の1を超過できない。師範学校職員は、校長よりこれを任用するが、ひとしく主管教育行政機関へ備案を呈請すべきである。

第11条 師範学校の校長・教員の任用規定は、教育部によってこれを定める。

第12条 師範学校及びその幼稚師範科入学資格は、かつて公立あるいは登記された私立初級中学の卒業生、特別師範学校の入学資格は、公立あるいは登記された私立高級中学、あるいは高級職業学校の卒業生で、いずれも入学試験を受けて合格しなければならない。

第13条 師範学校及び特別師範科の学生の修業期限が満ち、実習が完竣し、成績が合格していれば、学校より卒業証明を給与する。

第14条 師範学校及び特別師範科・幼稚師範科はいずれも学費を徴収しない。

第15条 師範学校規定及び師範学校卒業生の服務規定は、教育部よりこれを定める。

第16条 (空欄) (注64)

この第16条により、1933年3月18日、「師範学校規定」が公布された。

第1条 師範学校は、厳格に青年の心身を訓練して、小学の健全な師資を養成する場所であるとし、一、健全な身体の訓練 二、道徳的品格の陶融 三、民族文化の培養 四、科学知能の充実 五、勤労習慣の養成、六、児童教育研究の興趣の啓発 七、終身教育服務の精神の培養を、その訓練目標としている。

第2条 師範学校は、特別師範科及び幼稚師範科を酌設でき、公立中学及び高級中学にも、特別師範科を附設できる。

第3条 女生徒のみを入学させる師範学校を女子師範学校といい、郷村小学師資を養成する目的の師範学校を郷村師範学校と称する。

第4条 師範学校の修業年限は3年、幼稚師範学校は3～2年、特別師範学校は1年である。

第5条 各地方は義務教育師資造就急需のため、簡易師範学校を設置し、あるいは師範学校及び公立初級中学内に簡易師範科を附設できる。

第6条 師範学校の入学年齢は満15～22歳とする。 (注65)

師範学校設立にあたって、最も重要なことは経費の問題である。この師範学校の経費については次のように掲げる。

第1条 省・市立師範学校運営の普段の臨時経費は、省市費用から支給する。

県立或は連立師範学校の経費は、県或は連立各県の県の経費から支給する。

第2条 県立師範学校で、県財政が乏しく、且つ成績顕著な学校は省の経費から補助を受けることができる。

第3条 省の経費で県立師範学校を補助する基準は、省教育庁が提案し教育部に備案する。

第4条 師範学校の常用費用の支配 一 学生膳食の外、俸給は多くても70%を超えることができない。設備の費用は少なくとも20%を占めなければならない。事務費は多くても10%を超えることができない。

さらに1933年10月、行政院は「全国師範学校学生公費待遇実施弁法」を頒布した。全文は6条に分けられ、それまで混乱していた師範生の待遇問題を解決した。これによると、全国各級師範学校の学生（簡易師範を含む）は公費待遇を享受できる、とされた。

その1. 師範生は保証金外に、学費及び図書・体育・医学などの費用をすべて免除

その2. 膳食（主食と副食）費はすべてその師範学校が供給

その3. 各科目教科書は、学校が供給

この他、制服、見学費用、実習材料費用、新入生及び卒業生の乗車費用も学校が負担することになった。これら公費待遇費用の出处であるが、中央は国立師範学校、省は省級師範学校、県は県級師範学校がそれぞれ分担するのである。なお師範生は、もし中途退学および卒業後に義務服務しなかった場合、享受した公費を返還しなければならず、また保証金も没収されると規定された。

これによって、師範生の待遇問題は具体的に規定され、師範生の量的確保が望めるようにするとともに、師範教育の独立改革をも推し進めることになった。この師範公費制は、その後50年余りにわたってその骨格を維持してきたのである。

以上の「師範法」および「全国師範学校学生公費待遇実施弁法」によって、1922年以来の師範教育は普通教育との合併状態がようやく取り消され、師範学校と中学の分離設置が明確に規定されるとともに、改めて師範教育の独立性が位置づけられた。さらに1935年、「師範学校規定修正案」が發布され、師範教育の独立性が一層明確となった。これらの章程をまとめてみると、当時の師範教育は以下の3種類になっている。

1. 師範学校

小学校教員の養成を目的とする。省あるいは直轄市、県市が建設する。入学資格は初級中学卒業生、修業年限は3年。すべて学費を免除する。服務年限は明確にしていず、「教育部により定める」と規定したが、1935年6月發布された「師範学校規定修正案」は「師範学校卒業生の服務年限はその修業年限の倍に計算する」と規定している。とすると、師範生の服務年限は最低6年となるが、1939年の「師範学校卒業生服務規定」では、師範学校卒業生の服務年限は3年となっている。郷村小学教員の養成を目的とする師範学校は郷村師範学校といい、女子学生のための師範学校は女子師範学校という。その入学資格・待遇・服務年限などは師範学校と同様である。

2. 幼稚師範科と特別師範科

この2種類の師範科は、いずれも師範学校が附設できる。また公共中学及び高級中学にも特別師範科を附設できる。入学資格は、幼稚師範学科の場合、初中卒業生を収容する。特別師範科は高級中学卒業生を収容する。修業年限は、幼稚師範学校が3～2年、特別師範科が1年である。2科は師範学校と同様、学費を徴収しない。

3. 簡易師範学校及び簡易師範科

この学校は、各地方において義務教育師資養成急需のため設立される。簡易師範学

校は県・市が設立する。入学資格は小学卒業生、修業年限は4年である。簡易師範科は原則として、師範学校及び公立初級中学内に附設する。

以上3種類の中等師範教育機関の中で、最も注目されたのは郷村師範学校および簡易師範学校などの設立であり、いずれも県・市によって設立されている。つまり、地方・郷村において、郷村小学の教員を養成するためである。これは、当時の政府が義務教育を強調したことを物語っている。中国における義務教育は清末からすでに提唱されてはいたが、それが実行に移されるのは民国成立以後のことであった。1904年、「奏定学堂章程」内の初等小学堂章程は、義務教育について次のように論じた。

「世界各国ノ法律ハ小学堂教育ハ国家トノ重要ナ関係ガアルト規定シテイル。児童中、就学セサル者アレハ、其ノ父母乃至其ノ保護ニ任ズル親族ヲ罰ス。現時施行ノ初メニ當リ、固ヨリ遽カニ法ヲ設ケテ一概ニ律スルヲ得サレトモ、地方ノ官吏顯紳及ヒ郷村ノ紳士長老ハマサニ此ノ旨ヲ体スルヲ要ス。」（注67）

しかしこれは、ただ世界各国における義務教育の方法を引用しただけであって、結果的には小学の提唱に止まった。

既に宣統3（1911）年には、全国教育会連合会議が「義務教育実施のための預備方法」なる一案を定めたが、実施には至らなかった。明白に義務教育化を規定したのは1912年、つまり民国元年以後のことである。1912年7月、蔡元培が召集した中央教育会議は初めて義務教育化を規定、同年9月に教育部令をもって発布したのである。その一節は、

「児童ハ、満六才ノ次日ヨリ満十四才ニ至ルマテ、計八カ年ヲ学齡トナス。学齡児童ノ保護者ハ児童ノ就学ノ始メヨリソノ終リニ至るマテ、コレヲ就学ナサシムル義務ヲ負フモノトス」（注68）

となっている。さらに、同年同月に発布された学校系統には、義務教育の規定がさらに端的に示された。

「小学校ハ四年ニテ卒業スルモノトシ、義務教育トナス。」

しかしこれは、児童の就学年齢と義務教育の年限を定めているのみで、実施計画が明らかとなるのは1915年以後のことである。

1915年1月、袁世凱は大總統の名をもって「特定教育綱要」を発布したが、その中には国民教育の充実と義務教育の普及を強調した次の一句がある。

「義務教育ノ施行ニアタリテハ、宜シク一定期間ヲ定メテ実施方法ヲ準備シ、務メテ

ソノ成功ヲ期セシメ、以テ教育ノ普及ヲ謀ルヘシ」

当時の教育総長・湯化龍は、この綱要に基づき、義務教育施行の法例として31カ条を議定、2期に分けて実施した。第1期は1915年1月から同年12月まで、第2期は1916年1月から同年12月までとしている。

さらに1919年、教育部は当時において義務教育の施行に成績顕著であった山西省の方法(注69)を採用、改めて義務教育の全期間を7期に分けて実行する旨の法令を定めた。その内容は以下の通りである。

- (一) 民国十年、省中心及び開港地に実施完了
- (二) 民国十一年、県中心地及び各集散地に実施完了
- (三) 民国十二年、五百戸以上の町村に実施完了
- (四) 民国十三年、三百戸以上の市町に実施完了
- (五) 民国十四・五の兩年、二百戸以上の市町に実施完了
- (六) 民国十六年、一百戸以上の村落に実施完了
- (七) 民国十七年、百戸以内の村落に実施完了

しかしこの実施計画は、政情の不安定により、実施は事実上できなかったのである。

1922年11月に公布された学校系統改革案(壬戌学制)において、義務教育は次のように規定された。

「義務教育年限はここしばらくの間、四年をもって標準とする。ただし、各地方は適当な時期にいたってこれを延長できる。義務教育の入学年令は、各省区が地方の事情によってみずからこれを定めることができる。」

つまり義務教育は、實際上、各地方に任せられたのである。教育部が義務教育の具体的な実施規定を発布したのは、1930年の教育部公報によってである。要点を以下に示す。

1. 目的：本計画の目的は、全国の学齡児童をして、初級小学四カ年の義務教育を受けしむるにあり、但農村及城市中の貧困家庭の児童に対しては、情状酌量のうえ、変通方法を探らしむる事とせり。即ち、1. 麦暇・麦刈時の休暇にして、此の間は午前中のみの授業とす。 2. 国庫空虚にして欠乏し、郷間にありては農民又児童の手伝を要する時に当り、全国の学齡児童を一律に四カ年間断なく就学せしむるは事実上なし得べからざる事なり。故に一種の変通方法を定め、義務教育を受くべき児童に対し、其の家庭の状況により下記五種の入学方法の内、其の一を択ばしむ。

- (1) 正式に四ヶ年過程の小学に入学せしむ。
- (2) 正式小学三ヶ年の課程を修業したる後、補習学校に入学し、毎夜二時間授業を受けしめ、満二ヶ年の後、初級小学卒業者と認む。
- (3) 正式小学二ヶ年の課程を修業したる後、補習学校に転入し、毎夜二時間授業を受けしめ、満四ヶ年の後、初級小学卒業者と認む。
- (4) 整式の小学一ヶ年の課程修業後、補習学校に転入し、毎夜二時間授業を受けしめ、満六ヶ年の後、初級小学卒業者と認む。
- (5) 正式小学に入学せるも、間断なく出席し能はざる者をして、毎年半年間宛二ヶ年継続し、更に補習学校に転入して、初等小学教育を完成せしむ。要するに、正式の小学一ヶ年は補習学校二ヶ年に等しく、補習学校にて授くる所の課程は、正式初等小学校の課程と等しからしめ、継続授業を受くる能わざる者に対し、補習学校に転入せしめて教育を施すなり。学齡児童は、最小限正式小学一ヶ年間の課程を了すべく、しかる後、補習学校に転入するか、はた又、継続在校して年々半ヶ年宛の教育を受くるも可なり。

当時、全国の人口は4億3千6百余万人、学齡児童数は4千3百60余万人である。1925年の統計によると全国学齡児童中、就学者は僅かに6百40万人、つまり3千7百20万人はまだ初等教育を受けていなかった。全学齡児童数の約8割以上を占めている。そのうち85%は郷村の学齡児童であった。

ところが、中華教育改進社の1925年の統計によれば、全国の師範学校数は195カ所、毎年の卒業生は最大限5千人に過ぎなかったという(注70)。1924年以前、各省における小学教員一人が教える学生の人数は、次表の通りである。

(4-表9) 全国小学教員平均每名所教学生数一覽表

省 別	中華改進社1925年の統計による			
	初級小学	高級小学	初等職業学校	平均数
北平(旧京兆区)	25.50	38.40	8.60	24.20
河 北	28.20	23.00	7.30	19.40
遼 寧	34.00	23.50	13.50	23.70
吉 林	36.70	21.50	—	29.10
黒竜江	29.50	18.50	13.60	20.50
山 東	29.20	19.20	10.50	19.60
河 南	26.00	18.80	9.80	18.10
山 西	30.80	20.20	10.10	10.40
江 蘇	24.40	12.60	7.70	14.90
安 徽	18.10	12.90	8.60	13.20
江 西	22.80	13.50	6.00	14.10
福 建	17.90	8.40	6.20	10.80

浙	江	22.80	9.90	8.10	13.60
湖	北	19.30	15.40	6.10	13.60
南	西	21.80	14.70	4.90	13.80
西	南	23.0	21.50	7.20	17.20
甘	肅	42.00	13.70	11.90	23.50
新	疆	26.70	13.70	—	14.50
四	川	26.40	12.30	3.50	14.70
広	東	22.8	13.90	7.20	14.60
広	西	23.90	16.10	—	20.00
雲	南	27.70	21.90	6.20	18.60
貴	州	18.20	12.50	5.00	11.70
熱	河	21.50	15.80	—	18.10
綏	遠	24.50	13.50	—	21.50
察	哈爾	51.40	44.70	—	48.50
總	平均	26.10	13.10	8.10	17.60

上表からみると、教員1人は平均26名の児童を教える。もし1人の教員が40人の児童を教えるとする、全国では100万人の教員の増加を必要とする。しかも、教員は終身小学教師に服務するとは限らないのである。仮に、毎年5分の1が退職するとすれば、20年では10分の8が退職するであろう。もし退職者の数が半減するとしても、100万人の教員は20年間に退職する者は40万人に上る。それ故に、この間に養成すべき教員数は140万人となる。

この140万人の小学教員の養成については、次のように計画している。

「義務教育実施に当り養成すべき百四十万小学教師中、百分の十五・約二十万は城市に於て服務すべきものにして、之は各都市内現在の師範学校及高中師範科に於て養成すべく、其の他百分の八十五・約百二十万は郷村小学校に服務すべきものにして、之は各県所設の師範学校に於て養成すべし。都市の師範学校の教師は、現有の師範大学或は大学教育学院及大学内に於ける教師養成に関係ある学院と専修科に於て養成すべし。県立郷村学校の教師は、省立郷村師範学院及郷村専修科に於て養成すべし。省立郷村師範学院及郷村専修科の教師は国立義務教育学院に於て養成すべし。」（注71）

つまり、全国の140万人の小学教員のうち、120万人は郷村小学校の教師である。郷村教師の養成がいかに重要なことであったかが分かる。しかし、当時の初級師範学校はほとんど都市にある。卒業生が受けた教育は現況に合わない。また、彼らは都市の生活に留恋し、郷村の小学に服務することを欲しない。故に郷村学校の教員が最も不足している。

「この教員不足の解決方法は、いわゆる師範講習所を設けることである。..われわれには郷村教員の需要がある」（注72）と、陶行知は指摘している。

以上、義務教育の簡単な経緯およびそれに関する郷村師範教育の重要性を探究してきた

が、前述した「師範法」が1932・33年に発布された後、全国の郷村師範学校と簡易学校は
 顕著に増加した（次表参照）。

(4-表10) 中等師範学校数 (民国20年～25年)

	師範及び郷村師範	簡易及び簡易郷村師範	小計
民国20年 (1931年)			
総計	584	283	867
国立	—	—	—
省市立	129	15	144
縣市立	429	258	687
私立	26	10	36
民国21年 (1932年)			
総計	518	346	864
国立	—	—	—
省市立	126	21	147
縣市立	360	321	681
私立	32	4	36
民国22年 (1933年)			
総計	245	684	893
国立	—	—	—
省市立	126	40	166
縣市立	100	595	695
私立	19	13	32
民国23年 (1934年)			
総計	186	690	876
国立	—	—	—
省市立	127	43	170
縣市立	36	638	674
私立	23	9	32
民国24年 (1935年)			
総計	190	672	862
国立	なし	—	—
省市立	なし	—	—
縣市立	なし	—	—
私立	なし	—	—
民国25年 (1936年)			
総計	198	616	814
国立	—	4	4
省市立	146	68	214
縣市立	33	536	569
私立	19	8	27

(注：教育部統計による)

上表から見ると「師範法」などが発布される直前の1931年、全国の簡易師範および簡易郷村師範は 283カ所、そのうち縣市立は 258カ所であるが、1932年になると急に学校数が増え 346校に上った。さらに1933年になると、648校となり、うち縣市立は 595カ所、一番多くなったのは1934年、690校である。もう一点注目すべき点は、1934年まで（1934年は具体的数字が表れていない）国立の簡易師範および簡易郷村師範はできていなかったが1936年になると4校の国立簡易師範・簡易郷村師範ができた。この2種の師範学校が教育

部から重視されたことが分かる。

次に、1931年から1936年までの師範学校の卒業生数をみてみよう。

(4-表11) 師範学校卒業生数 (民国20年~25年)

	小 計	師範及び郷村師範	簡易及び簡易郷村師範
民国20年 (1931年)			
総 計	22,711	15,984	6,727
国 立	—	—	—
省市立	7,257	6,818	439
縣市立	14,100	8,141	5,950
私 立	1,354	1,025	329
民国21年 (1932年)			
総 計	22,450	13,625	8,825
国 立	13	13	—
省市立	6,927	6,168	759
縣市立	13,793	6,096	7,697
私 立	1,717	1,348	369
民国22年 (1933年)			
総 計	25,720	10,717	15,003
国 立	25	25	—
省市立	7,764	6,842	922
縣市立	19,091	2,588	13,503
私 立	1,849	1,262	587
民国23年 (1934年)			
総 計	22,493	7,617	14,876
国 立	15	15	—
省市立	7,191	5,327	1,864
縣市立	13,447	1,086	12,361
私 立	1,840	1,189	651
民国24年 (1935年)			
総 計	22,493	7,617	14,876
国 立	なし	—	—
省市立	なし	—	—
縣市立	なし	—	—
私 立	なし	—	—
民国25年 (1936年)			
総 計	24,162	11,225	12,937
国 立	28	28	—
省市立	8,714	7,156	1,558
縣市立	13,459	2,364	11,185
私 立	1,871	1,677	119

① 資料出典：教育部統計処各省市中学教育統計により作成

② 民国24年、各省市は総計しか上報しなかった。

多賀秋五郎「近代中国教育史資料・民国編下」P. 1220~1223より

上表によれば、1931年（民国20年）の師範及び郷村師範の卒業生数は15,984人、簡易師範及び簡易郷村師範のそれは6,727人であった。1932年（民国21年）になると、師範及び郷村師範卒業生数は13,625人で1931年と比べると2,359人減ったが、簡易及び簡易郷村師範の方は8,825人で1,098人増えている。このうち縣市立師範及び簡易郷村師範が7,697人と、顕著に増えている。さらに1933年から36年までは、師範及び郷村師範の卒業生数は減るが、簡易師範及び簡易郷村師範の方は大幅に増えている。これは「師範法」「師範学

校規定」の発布により、師範教育の独立体系を明確化した結果であるといえよう。また、郷村師範教育の位置が高くなったことが分かる。

師範学校の課程は、1933年公布の「師範学校規程」で決められたが、1935年6月に再び修正された。修正規程と旧規程を比較表示すると次の通りである。

(4-表12) 師範学校課程

資料出典：教育部 民国22年3月18日「師範学校規程」

第五章「課程」及び民国24年6月「師範学校規程」

修正規程 (1935年)

(1)公民 (2)体育 (3)軍事訓練 (男子)、軍事看護 (女子) (4)衛生 (5)国文 (6)算学 (7)地理 (8)歴史 (9)生物 (10)化学 (11)物理 (12)論理学 (13)劳作 (14)美術 (15)音楽 (16)教育概論 (17)教育心理 (18)小学教材及教学法 (19)小学行政 (20)教育測驗及統計 (21)実習

旧規程 (1933年)

(1)公民 (2)国文 (3)歴史 (4)地理 (5)算学 (6)物理 (7)化学 (8)生物 (9)体育 (10)衛生 (11)軍事訓練 (男子)、軍事看護 (女子) (12)劳作 (13)美術 (14)音楽 (15)論理学 (16)教育概論 (17)教育心理 (18)教育測驗及統計 (19)小学教材及教学法 (20)小学行政 (21)実習

上表からみれば、従来は公民・国文・歴史・地理・算学というように頭から順に並んでいたのを改め、公民・体育・軍事訓練 (男子) 及び軍事看護 (女子)・衛生・国文・算学・地理・歴史としており、やはり軍事的な色彩が色濃いものとなっている。また、儒教的な三民主義教育傾向も見える。

師範学校の他、郷村師範学校・簡易師範学校および郷村簡易師範学校の課程（4-表13

・1~4）もそれぞれ規定され、ここに至ってようやく規程が完備されたのである。

（4-表13） 郷村における師範学校および郷村師範学校授業科目表

①~④資料出典：いずれも教育部「師範学校規程」による

①

明 說	習動時 總時數	每週 課外 自習 時數	每週 教學 總時 數	實 習	郷 村 教 育	統 計	教 育 測 驗 及	小 學 行 政	師範学校教學科目及各學期每週教學及自習時數第二表(甲)																				
									小 學 教 材 及 教 育 心 理	教 育 概 論	水 利 概 要	合 作 農 村 經 濟 及	農 業 及 實 習	音 樂 術	美 術	勞 作 (工 藝)	論 理	物 理	化 學	生 物	歷 史	地 理	算 術	國 語	衛 生 (家 事)	(軍 事 看 護)	軍 事 訓 練	體 育	公 民
1 軍事訓練施於男生軍事看護及家事施於女生 2 實習包括參觀試教三項每項實習前後須具預備報告討論三種手續每三小時之實習約須佔半日時間 3 師範學校學生每日上課自習及課外運動總時數規定為十小時每星期以六十小時計算 4 每日除上課時間外以一小時為早操及課外運動時間餘為自習時間 5 在校自習及課外運動時間均須有教員督促指導 6 在校自習住校學生必須一律參加通學生晚間可免參加惟應由各校規定督促考辦法	24	36								3			4	2	2	2	2		3	3	3	5	(3)	3	2	2	第一學期	第一學年	
	24	36								4			4	2	2	2			4	3	3	5	(3)	3	2	2	第二學期	第二學年	
	24	36								3	3		4	2	2	2			3	4	3	5	1	(3)		2	2	第一學期	第二學年
	24	36								3	3		4	2	2	2			3	4	3	5	1	(3)		2	2	第二學期	第二學年
	24	36	3							3		3	3	3	2	2	2			0						2		第一學期	第三學年
	24	36	18	3						3			3		2											3		第二學期	第三學年

②簡易師範學校授業科目表

科目	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年	
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期
公民	2	2	2	2	2	2	2	2
衛生	2	2	2	2	2	2	2	2
國文	6	6	6	6	6	6	5	5
算術	4	4	4	4	3	3	3	3
地理	3	3	3	3	3	3		
歷史	4	4	4	4	3	3		
植物	4	4	4	4	3	3		
動物	4	4	4	4	3	3		
物理								
化學								
勞作	2	2	2	2	2	2	3	3
美術	2	2	2	2	2	2	3	3
音樂								
體育								
教育概論								
教育心理								
鄉村教育及民衆教育								
教育測驗及統計								
小學教材及教學法								
小學行政								
實習								
每週教學時數	33	33	34	34	35	35	34	35
每週在校自習及課外運動時數	21	21	20	20	19	19	20	19

簡易師範學校授業科目及各學期每週教學及自習時數第一表

說明

- 1 女生於第四學年應習家事免習勞作科之工藝
- 2 實習包括參觀試教三項每項實習前後須具預備報告討論三種手續每三小時之實習約須佔半日時間
- 3 簡易師範學校學生每日上課自習及課外運動總時數規定為九小時每星期在九十四小時課外
- 4 每日除上課時間外以一小時為早操及課外運動時間餘為自習時間
- 5 在校自習及課外運動時間均須有教員督促指導
- 6 在校自習住校學生必須一律參加通學生晚間可免參加惟應由各校嚴定督促考查辦法

③鄉村簡易師範學校授業科目表

科目	第一學期		第二學期		第三學期		第四學期	
	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期	第一學期	第二學期
公民	2	2	2	2				2
衛生	2	2						
國文	6	6	3	3	3	3	4	
地理	4	3	3	3			2	
歷史	3	3	3	3				
植物	2	2						
動物	2	2	3	3				
勞作 (工藝)	2	2	3	3				
美術	2	2						
音樂	2	2						
農業及實習	5	5	5	5	5	5	0	3
水利及概要					2			
農村經濟及合作					3		4	
教育概論			3	3				
教育心理					3			
小學教材及教學法							4	
教育測驗及統計					3			
鄉村教育行政								3
實習								
每週教學總時數	37	37	37	37	35	33	35	35
每週課外運動及在校實習總時數	17	17	17	17	19	21	19	21

簡易師範學校授業科目及各學期每週教學及自習時數第二表 (設在鄉村之簡易師範學校及簡易鄉村師範學校適用)

1 公民科內容須包括鄉村自治及鄉村問題
 2 實習包括參觀試驗試教三項每項實習前後須具預備報告討論三種手續每三小時之實習約須佔半日時間
 3 簡易師範學校學生每日上課自習及課外運動總時數規定為九小時每星期以五十四小時計算
 4 每日除上課時間外以一小时為早操及課外運動時間餘為自習時間
 5 在校自習及課外運動時間均須有教員督促指導
 6 在校實習住校生必須一律參加通學生晚間可免參加惟應由各校嚴定督促考查辦法

④簡易師範科授業科目表

明 說	圖 音 育 教 教 育 概 論 心 理 學 教 材 及 教 學 法 小 學 行 政 實 習 每 週 教 學 總 時 數 每 週 課 外 運 動 及 在 校 自 習 總 時 數		體 育 文 學 理 史 地 歷 然 勞 作 (農 藝)		簡 易 師 範 科 授 業 科 目 及 每 學 期 每 週 教 學 及 自 習 時 數 表
	第 一 學 期	第 二 學 期	第 一 學 期	第 二 學 期	
1 勞作圖書音樂三科內容須置重於小學教員應用材料 2 實習包括參觀試教三項每項實習前後須具預備報告討論三種手續每三小時之實習約須佔半日時間 3 簡易師範科學生每日上課自習及課外運動總時數規定為十小時每星期以六十小時計算 4 每日除上課時間外以一小时為早操及課外運動時間餘為自習時間 5 在校自習及課外運動時間均須有教員督促指導 6 在校自習在課學生必須一律參加通學生晚間可免參加惟應由各校嚴定督促考查辦法	二 四	三 六	二 三	四 四 四 二	第 一 學 期
	二 四	三 六 七	二 四	二 三 四 四 二	第 二 學 期

この4つの附表からみると、郷村師範学校の授業科目は普通師範学校と比べると、一般師範学校の科目すべてを受けるほか、農学に関する科目が加えられている。農業及び実習・農村経済及び合作・水利概要及び郷村教育などがそれで、いわゆる郷村師範学校の特徴である科目が入れられている。簡易師範学校及び郷村簡易師範学校は、いずれも郷村義務教育を推進するため、郷村小学教員を養成する機関である。その授業科目も、郷村に関連するものが加えられる一方、軍事訓練1科目が除かれた。

以上中等師範教育機関の独立性復活の経緯を述べて来たが、ところで高等師範教育はどのようなようになっていたであろうか。

1932年12月21日、国民中央執行委員会第四回第三次全体会議で通過した教育に関する決議案によると、「現有の師範大学は整理・改善につとめ、その組織・課程・訓練の各項を中等学校師資訓練の目的に適合させて普通大学と別にし、かつ師範学校などとの連絡を密にすべきである」「師範大学は師資訓練班を設け、普通大学卒業者が教員になろうとした場合には、ここで1年間の教育科目の授業を受けなければならない」とした。

待遇と服務義務については、「師範学校と師範大学は、おおむね学費を収めなくともよい」「師範学校及び師範大学の学生は、修業完了後、教育部あるいは教育庁、市教育局による指定地点に派遣されて服務する。その期限が満了して初めて卒業証書が発給され、自由に招聘に応じたり、進学ができるようになる。その規定された服務を避け、あるいは服務につとめない者は、その資格を取り消し、かつ費用を追徴する」ことになっている（注73）。

この決議案は、師範大学が独立的に設置されるようになる宣言である。しかし当時は、中学教員を養成する師範大学は北平師範大学1校しか残っていなかった。他の師範大学は普通大学と合併されて教育学部となったり、附属機関としての教育学院になってしまっていた。その卒業生は教育経験がなく、専門学科の水準も低かったため、中学教員の任には耐えなかったのである。中学教員の養成は、当面する問題となっていた。そこで1938年7月23日、教育部は『師範学院規程』を頒布、その中で師範大学と同じレベルの教育機関である独立師範学院の設立を規定した（注74）。

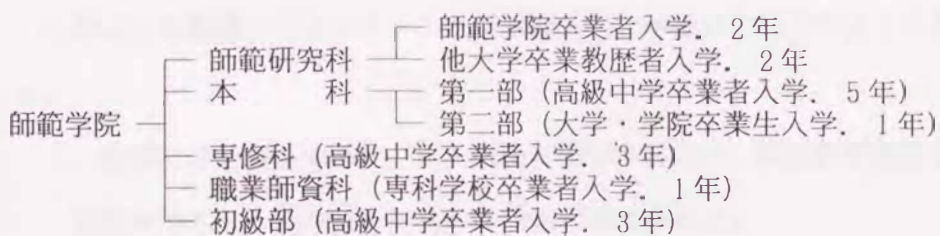
その「規程」によると、師範学院は中学師資を養成する機関である。独立師範教育機関あるいは大学の附属教育機関として設立できる。

入学資格は高等学校の卒業生あるいは同等学歴の者で、入学試験を受けて合格すれば入

学できる。修業年限は5年。学部は、国文・外国語・歴史・地理・公民教育・算学・理化・博物・教育などに分けられ、また体育・音楽・図画・労作・家政と社会教育などの専修科がある。師範生は、修業年限が満ち、合格すれば学士の学位及び中等学校教員資格証明書を得ることができる。

1938年の師範学院規程は、師範教育発達上、注目される法令であり、最も具体的な規程である。第一条は「師範学院は中華民國教育宗旨及び実施方針に基づき、中等学校の健全な教員を養成することを目的とする」。修業年限は5年で、最後の1年を師範実習に充てることになっている。師範学院各専修科は3年となっている。

この規程は、幅広く中等学校教員を養成することを目的としている。その方法として、師範学院は第二部を設置することができる。募集対象は大学およびその他の学院の卒業生で、1年の教育専門訓練を実施する（第7条）。また、職業師資科を設け、専科学校卒業生を募集して1年の師範専門の訓練をさせる（第10条）。そして「師範学院は初級部を附設することができる。高級中学あるいは同等学校卒業生を収容する。3年の教育学科及び専門訓練を受ける」（第11条）。「師範学院は師範研究所を設け、師範学院卒業生や研究能力のある者、あるいは他大学の卒業歴を持つ者を募集する。研究期限は2年」（第12条）とある（注75）。図示すると次のようになる。



師範学院は単独設立、あるいは大学の中に設置することになっている。この師範学院の設置によって、高等師範学校制度を復活させることができた。現職教員の再教育実施は、中学教員の質・量ともの養成にとっても有効な方法である。なお、卒業生の服務義務年限は5年（初級部・専修科は共に3年。第二部・職業師資科は共に2年）となっている。

1947年国民党政府教育部の統計によると、1946年の時点で、全国における師範学院は以下の通りである。

国立大学附設の師範学院は4校。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 国立中央大学師範学院（南京） | (3) 国立浙江大学師範学院（杭州） |
| (2) 国立中山大学師範学院（広州） | (4) 国立四川大学師範学院（成都） |

国立で、独立している師範学院は9校。

- | | |
|-------------------|-------------------|
| (1) 国立師範学院 (衡山) | (6) 国立長白師範学院 (永吉) |
| (2) 国立西北師範学院 (蘭州) | (7) 国立貴陽師範学院 (貴陽) |
| (3) 国立北平師範学院 (北平) | (8) 国立南寧師範学院 (南寧) |
| (4) 国立昆明師範学院 (昆明) | (9) 国立湖北師範学院 (江陵) |
| (5) 国立女子師範学院 (重慶) | |

省立で独立しているものは4校。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 河北省立女子師範学校 (天津) | (3) 江蘇省立師範学院 |
| (2) 台湾省立師範学院 (台北) | (4) 四川省立教育学院 (以上の注76) |

全国における高等師範学校は合計で17校、学生14,498人であった。なお、国・公・私立大学で、教育学系のある学校は24校であった(注77)。

1928年から1947年までの20年間における高等学校の卒業生は18.5万人、そのうち高等師範科の卒業生は2.1万人で、総数の11.35%を占めている。また1931年から1946年までの中等専門学校の卒業生は54.67万人、そのうち中等師範学校の卒業生は36.53万人で、総数の66.82%を占めている(注78)。

この時期は解放前の中国において、師範教育制度が最も充実していた時期であった(注79)。

このように転換してきたアメリカ型師範教育の特徴は、以下のように言うことができよう。

1. 中国社会の実情に応じ、また戦時に適応するため、師範教育機関を独立に設置する制度が復活し、師範教育体系の多様化が求められた。
2. 三民主義教育の貫徹を図る義務教育の早急な実現および教員養成を計画的に進めるため、簡易師範学校、簡易師範科および郷村師範学校を創立するなど、教員の量的確保に重点を置くこととした。
3. 師範学院の設置によって学術的性格と師範的性格との結合、教員養成と現職教育との結合の改革を推し進めた。

以上のように中国の師範教育制は、1922年より実施に移され1930年代から中国の現況に合わせて修正を経た6・3・3制が、中華人民共和国成立後も、初期の頃まではその骨格を維持していた。民国期における師範教育制度は、日本に先立つこと25年の1922年に、早

くもアメリカ型6・3・3制を採用したのであった。確かに、民国初期の師範教育において学校数・学生数とも著しく増加発展した。しかし、中国の社会と、アメリカの社会との間には大きな差異があり、また、師範教育体制にも様々な問題が存在した。さらに、戦乱と、外国の侵略を受けた経済的基礎の微弱な中国では、教員の質にしても量にしても、教員養成の所期の目的を達成することはできなかったのである。

< 第四章 注 >

注1 孫文 (1866~1925.3.25)

政治家。広東省香山県の人。字は逸仙、または中山。14歳で兄に随ってハワイに渡り、ホノルル教会学校に入学、帰国後、香港医学校に学び、卒業後澳門(マカオ)で開業。その間政治結社「興中会」を結成、革命運動に入る。そのため、欧米各国に亡命。その間、革命原理「三民主義」を発表、東京で中国革命同盟会総理となる(1905年)。辛亥革命で南京臨時政府大統領に就任したが維持できず、袁世凱と妥協、日本に亡命して中華革命党組織した。1919年、革命党を中国国民党と改称。'24年第1次国共合作に成功。全国統一を企図し、北伐軍を起こして北京に入ったが、未解決のまま客死する。著に「三民主義」「建国方略」がある。(「新版世界人名辞典」より 東京堂出版 昭和48年)

注2 教育部総務庁文書科編「教育法規彙編」「官制類」 民国8年

注3 「大清法規大全」続編巻18「教育部」勸学所教育 P. 1

注4 「学部奏咨輯要」巻3 1909年版 P. 26~27

多賀秋五郎「近代中国教育史資料・清末編」所収

注5 「毀学」鬭争については、阿部洋「近代学校と中国農民 — 清末における毀学風潮の考察」(日本教育史学会紀要「日本の教育史学」5 講談社 1962年)

中村恒「清末学堂設立をめぐる江蘇農村社会の一断面」(「歴史教育」10巻11号 1962年)

注6 孫常煒「蔡元培先生全集」「函電与公牘之部」 民国元年1月19日 商務印書館 1968年 P. 1044~1055

注7 「一、従前各項各学堂均改稱為学校。監督、堂長應一律改稱校長。

二、初等小学校可以男女同校。

三、師範学校及中学以下の学校讀經科一律廢止。

四、旧時獎勵出身一律廢止。

五、中学校・初級師範学校改為四年畢業」

多賀秋五郎「近代中国教育史資料 — 民国編上」 日本學術振興会 1973年 P. 570

注8 陳青之「中国教育史」 P. 648

注9 「我任教育總長、發表<对于教育方針之意見>、据清季学部忠君、尊孔、尚公、尚武、尚実的五項宗旨而加以修正、改為軍国民教育、実利主義、公民道德、世界觀、

美育五項。前三項、与尚武、尚实、尚公相等；而第四第五兩項、却完全不同。以忠君与共和政体不合、尊孔与信仰自由相違、所以刪去。至提出世界觀教育、就是哲学的課程、意在兼采周秦諸子、印度哲学及欧洲哲学以打破二千年来墨守孔学的旧習。提出美育、因為美感是普遍性、可以破人我彼此的偏見；美感是超越性、可以破生死利害的顧忌、在教育上應特別注意。」

「我在教育界的經驗」1937年（「中国現代教育文選」華東師範大学教育系編 1989年 P. 41）

注10 「教育法規彙編」第四類学校通則 民国元年9月2日部会第二号 台北教育部 1929年 P. 226

舒新城「中国近代教育史資料」上册 P. 226

注11 多賀秋五郎「中国教育史」P. 172

注12 同注10揭書 民国2年（1913年）8月4日部会第33号 P. 251

注13 多賀秋五郎「中国教育史」P. 173

注14 陳青之「中国教育史」P. 654

注15 高平叔編「蔡元培教育文選」1980年2月

注16 陳青之「近代支那教育史」生活社版 昭和14年7月

注17 「民国元年、我長教育部、对于大学有特別注意几点：1、大学設法商等科的、必設文科；設医農工等科的、必設理科。二、大学應設大学院（即今研究院）為教授、留校的畢業生与高級学生研究的机関。三、暫定国立大学五所、于北京大学外、再籌為大学各一所于南京、漢口、四川、広州等处。」

「蔡元培自述」「我在北京大学的經歷」P. 9~10 台北 伝記文学社 1967年

注18 「没有好大学、中学師資那里来？没有好中学、小学師資那里来？所以我們第一步、当先把大学整頓。」

「我在教育界的經驗」同注9揭書 P. 41

注19 「范君（范源濂：筆者注）說：小学没有辦好、怎麼能有好中学？中学没有辦好、怎麼能有好大学？所以我們第一步、当先把小学整頓。」

「我在教育界的經驗」同注9揭書 P. 41

注20 孫常輝「蔡元培先生全集」言論与演說之部 1912年7月 P. 703~705

東京大学哲学室編「中国の思想家」下卷 勁草書房 1963年 P. 781~788

注21 李劍農「中国近百年政治史」台北 商務印書館 1957年 下冊 P. 372~380

注22 林明德「中国現代史專題研究報告」第三輯「日本与洪憲帝政」台北 中華民國史料研究中心 1973年

注23 古棣「現代中国及其教育」下冊 香港 竜門書店 1975年 P. 385

注24 丁致聘「中国近七十年来教育記事」台北 商務印書館 1961年 P. 72

注25 「戒貪争即是戒不知滿足的貪争。有責任之競争、固可使国家進化、无責任之競争、反促国家退化。由是言之、国家進化退化、全凭国民競争結果如何。苟競争而出于国民責任心也、則競争愈烈、国家愈平安如泰山。……自今以后、深愿我政界、学界、軍界、農・工・商界以及女界諸国民、須為利己利人利社会利国家計、其各尽心責任、切戒貪争。

戒躁進、我国自共和改建以后、人心之趨向、事業之締造、非失于幻想、即涉諸躁進。……此者一般国民、醉溺共和之美名、莫識自由之真相。……今欲求救济之方、首在滌除躁進之淤俗、国家政治、个人學術与出处宜漸進而不宜躁進也。」

「頒定教育要旨」1915年1月（「中国近代教育史資料匯編」上海教育出版社 P. 765~767）

注26 「中小学教員宜研究性理、崇習陸王之学、導生徒以实践、教科書宜采輯学案、以明尊孔、尚孟之淵源、然欲明尊孔尚孟之歷史、則道統源流、不可不知。宋明学案等書、于師傳之系統、学說之異同、言之綦詳。其中学派歧出、求其適用於今之時勢、莫如守陸象山、明王陽明兩先生、其学近于孟子、主張力行致知之說、務実務用。」

「大總統特定教育綱要を頒布する」1915年1月22日 多賀秋五郎 前掲書 P. 575

注27 「断不許、淺識之徒妄言肆揣、致為根本之動搖」

「尊孔について大總統告命を發する」1914年9月25日

（多賀秋五郎 前掲書 P. 576）

注28 梅根悟「東洋教育史」東京 御茶の水書房 1963年 P. 52~53

注29 舒新城「中国近代教育史資料」上冊 P. 367~368

注30 舒新城 上掲書 P. 367~368

注31 多賀秋五郎「近代中国教育史資料 — 民国編中」日本學術振興会 昭和49年 P. 176~177

注32 仲新監修「学校の歴史・教員の養成（第5巻）」第一法規 1979年 P. 337

注33 陳青之 前掲「中国教育史」

注34 竹内好「胡適とデューイ」（鶴見編「デューイ研究」春秋社 1952年）

野原四郎「五四運動と知識人」（「アジアの歴史と思想」所収 1956年）

注35 上掲書

注36 沈仲九「五四運動的回顧」（“建設”第一卷第3号 1919年）

注37 舒新城「近代中国教育史料」2 P. 91~93

注38 陳青之 前掲「中国教育史」

注39 「（一）適應社会進化之需要。（二）發揮平民教育精神。（三）謀個性之發展。

（四）注意国民經濟力。（五）注意生活教育。（六）使教育易於普及。（七）多留

地方伸縮余地。」（多賀秋五郎「中国教育史」P. 188）

注40 齊藤秋男「中国現代教育史」国士館 1963年 P. 153

注41 王鳳 「中国教育史大綱」1928年 P. 331 ~ 332

注42 陳元暉「中国現代教育史」人民教育出版社 1979年

注43 劉問岫「中国師範教育簡史」人民教育出版社 1985年 P. 63

注44 同前掲書注41

注45 「北京師範大学校史」（1902~1982年）P. 109 ~ 110

注46 「湖南第一師範学校史」上海教育出版社 1983年

注47 「初級師範大多数設在都市里面、卒業生所受的教育既不能應濟鄉村的特別需要、而他們飽當都市幸福的滋味、遷染都市生活的習氣、非到不得已時、決不願到鄉下去服務、于是鄉村学校的師資感缺乏了。……總之、我們要鄉村教員、就應培養鄉村以應濟鄉村的特別需要。」（「中国近代教育史資料匯編」上海教育出版社 P. 963）

注48 「中国大百科全書」教育卷「曉莊学校」条

注49 「新中華雜誌」第一卷第1期

注50 「我国興學以來、最初彷彿泰西、繼而學日本、民國四年取法德國、近年特生美國熱、都非健全的趨向。學來學去、總是三不象。……今當改革之時、我們對於國外學制的經驗、應該明辨擇善。決不可舍己從人、輕于吸收。

總之、當這學制將改未改之時、我們應當用科學的方法態度、考察社會個人之需要能力、和各科生活事業必不可少之基礎準備、修正出一個適用之學制。至於外國之經驗、如有適用的、採取他；如有不適用的、就回避他。本國以前有的經驗、如有適用的、就保存他、如不適用、就除掉他。去與取、只問適不適、不問新和舊。能如此、才能制成獨創的學制、適合國情、適合個性、適合事業學問需求的學制。」

「新教育」第4卷第2期「我們對於新學制草案應持之態度」P. 127 ~ 130

注51 「教育即生活這句話、是从杜威先生那里来的。……現在、我把它翻了半个筋斗、改為“生活即教育”。我們此地的教育、是生活教育、是供給人生需要的教育、不是作假的教育、人生需要什麼、我們就教什麼。“学校即社会”也就是跟着“教育即生活”而来的、現在我也把它翻了半个筋斗、變成“社会即学校”、整个社会的活動、就是我們的教育的範圍。」

「中国現代教育文選」同注9 揭書 P. 287 ~289

注52 「兒童節にあたって全国の教師に語る」（「生活教育」1936.4.1号）

注53 「少爺小姐有的是錢、大可以為讀書而讀書、叫做小衆教育；大衆只可以在生活里找教育、為生活而教育。当大衆没有解放之前、生活斗争是大衆唯一的教育。并且孤立的去干生活教育是不可能的、大衆要聯合起来才有生活可過、即要聯合起来、才有教育可受。从真正的生活教育看来、大衆都是先生、大衆都是同学、大衆都是学生。教学做合一、即知即傳、是大衆的生活法、即是大衆的教育法。總說一句、生活教育是大衆的教育、大衆自己辦的教育、大衆為生活解放而辦的教育。」

同注9 揭書 P. 296

注54 1989年3月第7期全国人民代表大会第二次會議の開催期間中、北京師範大学副学長の許嘉路が「光明日報」に発表した論文による。

注55 「小・中学校が直面する重大問題」（「人民中国」1988年12月号）

注56 楊亮功「師範教育研究」P. 9

注57 鈴木俊「中国史」東京 山川出版社 1955年 P. 273

注58 梅根悟「東洋教育史」東京 御茶の水書房 1963年 P. 67

注59 丁致聘「中国近七十年来教育記事」台北 商務印書館 1961年 P. 189

注60 戴季陶「孫文主義論集」（喻智微・国文教育思想研究）文星叢刊

注61 同前揭注58書 P. 72

注62 同前揭注56書

注63 「師範教育為實現三民主義的国民教育之本源、必須以最適宜之科学教育及び最嚴格之心身訓練養成一般国民道德上學術上最健全之師資為主要之任務、於可能範圍内使其独立設置並尽量發展鄉村師範教育。」（同前揭書注56書）

注64 第1条 師範学校得附設特別師範科・幼稚師範科。

第2条 師範学校修業年限3年、特別師範科修業年限1年、幼稚師範科修業年限2年或3年。

- 第3条 師範学校由省或直隸於行政院之市設立之、但依地方之需要、亦得由縣市設立或兩縣以上聯合設立之。
- 第4条 師範学校由省市或縣設立者為省立市立或縣立師範学校、由兩縣以上聯合設立者為某某縣聯立師範学校。
- 第5条 師範学校之設立變更及停辦由省或直隸於行政院之市設立者應由省市教育行政機關呈請教育部備案、由縣市設立者呈由教育庁核準、轉呈教育部備案。
- 第6条 師範学校及其特別師範科幼稚師範科之教学科目及課程標準實習規定由教育部定之師範学校應視地方需要分別設置教職科目。
- 第7条 師範学校及其特別師範科幼稚師範科之教科圖書應採用教育部編輯或審定者。
- 第8条 師範学校得設附屬小学其附設幼稚師範科者並得設幼稚園。
- 第9条 師範学校設校長1人、綜理校務。
- 第10条 師範学校教員由校長聘任之應為專任但有特別情形者得聘請兼任教員、其人數不得超過教員總數四分之一。師範学校職員由校長任用之、均應呈請主管教育行政機關備案。
- 第11条 師範学校校長教員之任用規定由教育部定之。
- 第12条 師範学校及其幼稚師範科入學資格須曾在公立或已立案之私立初級中學卒業特別師範科入學資格須曾在公立或已立案之私立高級中學或高級職業學校卒業均應經入學試驗合格。
- 第13条 師範学校及其特別師範科幼稚師範科學生修業期滿實習完竣、成績及格由學校給予卒業證書。
- 第14条 師範学校及其特別師範科幼稚師範科均不徵收學費。
- 第15条 師範学校規程及師範学校卒業生服務規程由教育部定之。
- 第16条 (空欄)

(多賀秋五郎前掲書 注31 民国編下P. 131)

- 注65 第1条 師範学校為嚴格訓練青年心身、養成小学健全師資之場所、一、鍛煉強健身體；二、陶融道德品格；三、培育民族文化；四、充實科學知能；五、養成勤勞習慣；六、啓發研究兒童教育之興趣；七、培養終身服務教育之精神。
- 第2条 師範学校得酌設特別師範科及幼稚師範科、公立中學及高級中學內亦附設特別師範科。
- 第3条 專收女生之師範学校稱女子師範学校、以養成鄉村小学師資為主旨之師範学

校、得称鄉村師範學校。

第4条 師範學校修業年限3年、幼稚師範科修業年限3年或2年、特別師範科修業年限1年。

第5条 各地方為急需造就義務教育師資起見、得設簡易師範學校或及於師範學校及公立初級中學內附設簡易師範科、其辦法另章規定之。

第6条 師範學校之入學年齡、為15足歲至22足歲。

(同前揭注64書 P. 1195~1196)

注66 第1条 省市立師範學校之開辦經常臨時各費、由省市款支給之、縣立或聯立師範學校經費、由縣或聯立各縣縣款支給之。

第2条 縣立師範學校、如確因地方貧瘠及成績優良、得受省款補助。

第3条 省款補助縣立師範學校之標準、由省教育廳規定呈辦教育部備案。

第4条 師範學校經常費之支配、除學生膳食外俸給至多不得超過百分之七十、設備費至少應占百分之二十、辦公費至多不得超過百分之十。

(以下略)

(同上揭書 P. 1196)

注67 「東西各國法律、以小學堂教育與國家有重要關係定例。兒童有不就學者、即罰其父母、或任保護兒童之親族人、此時初辦固遽難一概執法以繩、而地方官紳或各鄉村紳耆要當認定此旨。」

(陳元暉「中國近代教育史史料匯編」1991年 「奏定學堂章程」中の「初等小學堂章程」第三節 P. 291 ~293)

注68 「凡兒童以滿6才起、至滿14才止凡8年謂之學齡、兒童就學之義務、責之養育兒童之父母。」(同前揭書第五章第二十九條 P. 291 ~293)

注69 山西省の義務教育計畫は1918年に始められ、4年間に分けて逐次範圍を広め、1921年には全省の各郷村の義務教育を完全実施することとなっていた。

「各省区に山西教育状況を鈔録して通咨する」

(多賀秋五郎「中國近代教育史資料——民國編上」P. 121 ~126)

注70 「改進全國教育方案——第二次全國教育會議提出——」

(同上揭書民國編·中 P. 692 ~694)

注71 「實施義務教育、所需培養之一百四十萬教師中、百分之十五在城市小學服務、約須二十萬人左右、由都市中現有之師範學校及高中師範科負責訓練之。其餘百分之八十

五、皆須服務於鄉村小學、約計一百二十萬人左右、由各縣所設縣立師範負責訓練之。

都市師範學校之師資、由現有之師範大學或各大學教育學院、及大學內與訓練師資有關係之學院及專修科負責訓練之。

縣立鄉村師範學校之師資、由省立鄉村師範學院及鄉村專修科負責訓練之。

省立鄉村師範學院及專修科之師資、由國立義務教育學院負責培養之。」

(同上揭書 P. 692)

注72 陶行知「新學制與師範教育」(「中國近代教育史匯編」P. 963)

注73 楊之嶺「中國師範教育」P. 188 北京師範大學出版社 1989年

注74 同上揭書 P. 251

注75 孫邦正「六十年之中國教育」P. 188

注76 國家教育委員會計財局「中國教育統計年鑒(1987年)」P. 16

注77 第2次中國教育年鑑 P. 916

注78 同前揭注76書

注79 劉問岫「中國師範教育簡史」人民教育出版社 1985年 P. 63